

九州歷史資料館年報

昭和48年度



九州歷史資料館

目 次

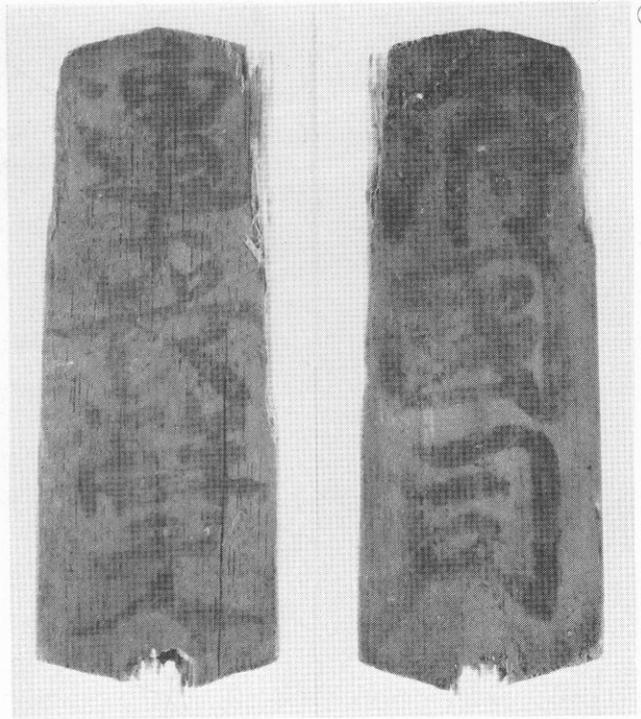
口 絵	大宰府史跡発掘調査 第26次政庁正殿後方築地出土木簡	
	第26次調査 政庁正殿後方築地（北東から） 掘立柱建物（西から）	
	政庁正殿後方築地礎石建物（北から）	
	第27次調査 五条四坊の調査井戸（西から）	
	来木北瓦窯（2号窯） 来木北瓦窯（南西から）	
	第30次調査 西脇殿（北から） 西脇殿博積基壇（北西から）	
	第31次調査 月山南の調査	
	第32次調査 左郭五条二坊の調査（北から）	
	朝倉橘広庭宮跡（伝承地）発掘調査	
	大野城跡（増長天・鏡ヶ池）発掘調査	
	大宰府史跡環境整備	
	大野城跡環境整備	
	前庭整備後の九州歴史資料館 館正面	
1.	昭和48年度業務報告	1
2.	大宰府史跡発掘調査	7
	政庁正殿後方築地東北隅 左郭五条四坊	
	左郭五条六坊 右郭五条四坊	
	来木北瓦窯 西脇殿	
	月山南 左郭五条二坊	
3.	朝倉橘広庭宮跡（伝承地）の発掘調査	20
4.	大宰府史跡環境整備	24
5.	大野城跡発掘調査（増長天・鏡ヶ池地区）	26
6.	大野城跡環境整備	29
7.	その他の調査	31
	九州歴史資料館要項	33

九州歴史資料館年報 昭和48年度

発行日 1974年11月30日 編集・発行 九州歴史資料館
(福岡県筑紫郡太宰府町大字太宰府字太郎左近1025番地)
印刷 福岡印刷株式会社



②



①



③

文 積

① 「府國司」

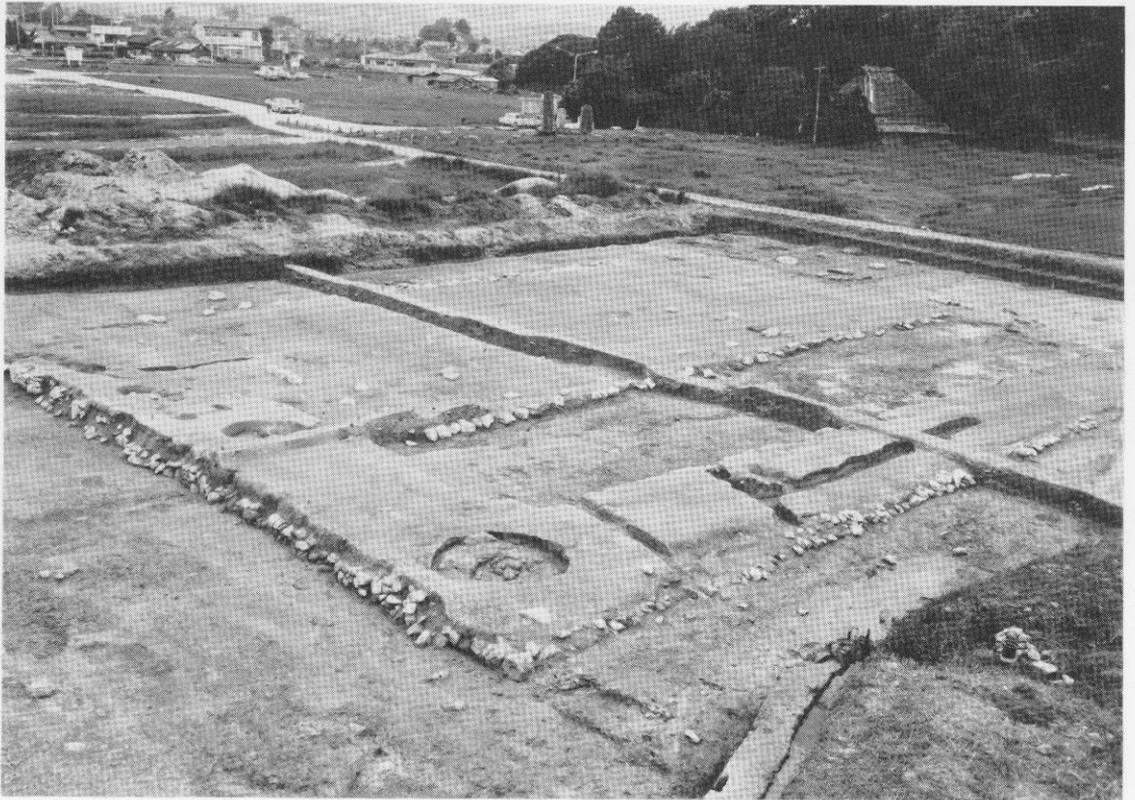
「遭喪解文」

② 「須志毛 十古口重布一古」

「十月廿日竺志前賢驛口留 多比二生鮑六十具 鯖四列都備五十具」

③ 「使部清人」

「帥御料六端卅三口」



第26次調査 政庁正殿後方築地（北東から）



第26次調査 政庁正殿後方築地 掘立柱建物（西から）

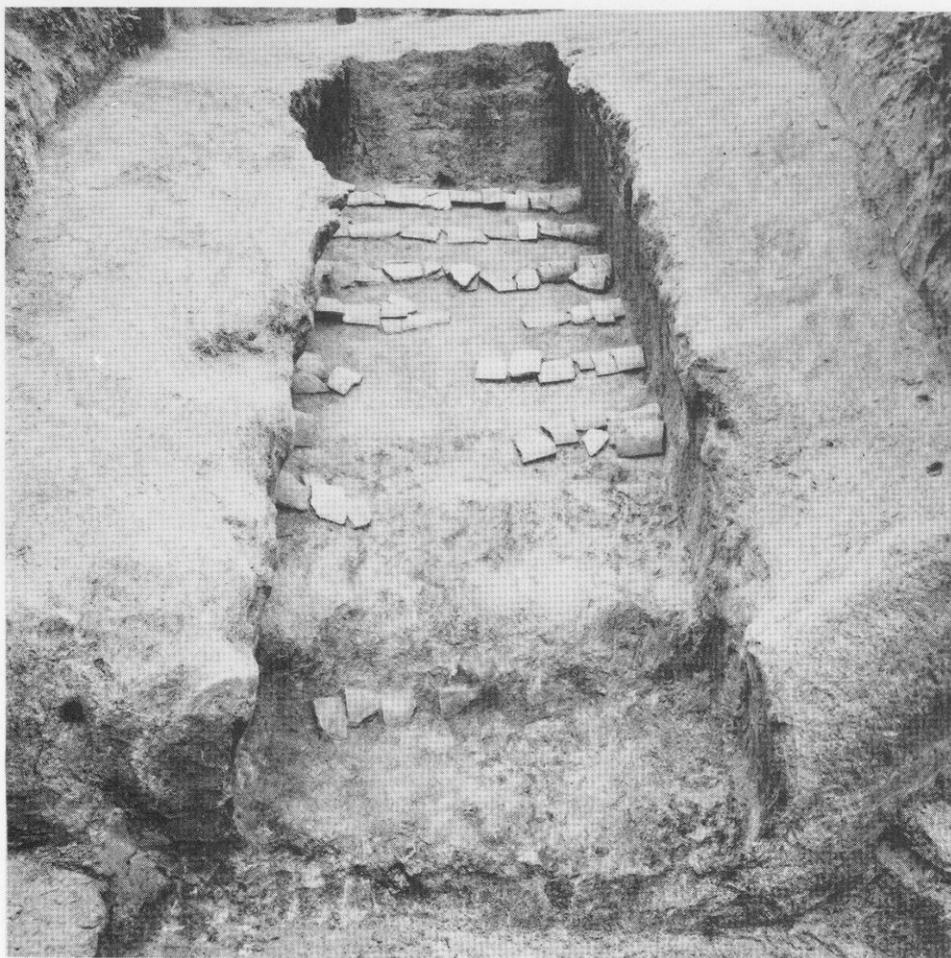


第26次調査 政庁正殿後方築地礎石建物（北から）



第27次調査 五条四坊の調査井戸（西から）

来木北瓦窯(2号窯)

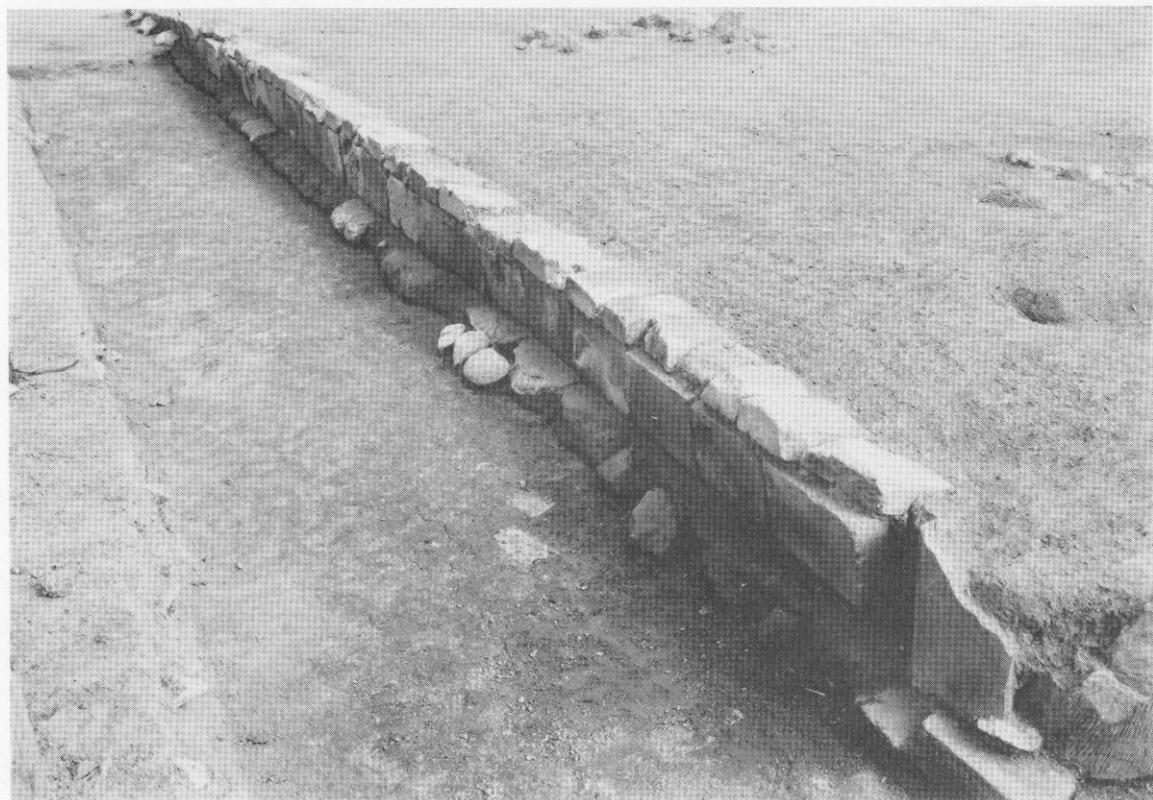


同
上(南西から)





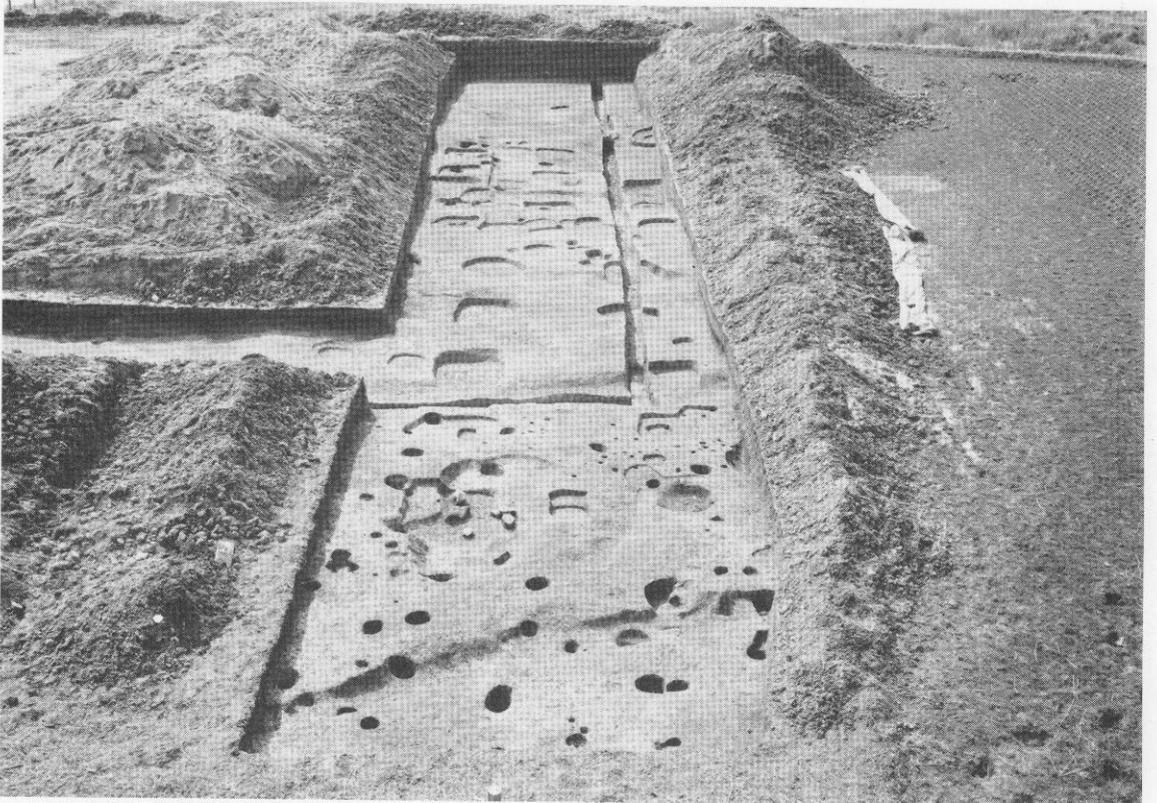
第30次調査 西脇殿（北から）



第30次調査 西脇殿博積基壇（北西から）



第31次調査 月山南の調査（東から）



第32次調査 左郭五条二坊の調査（北から）

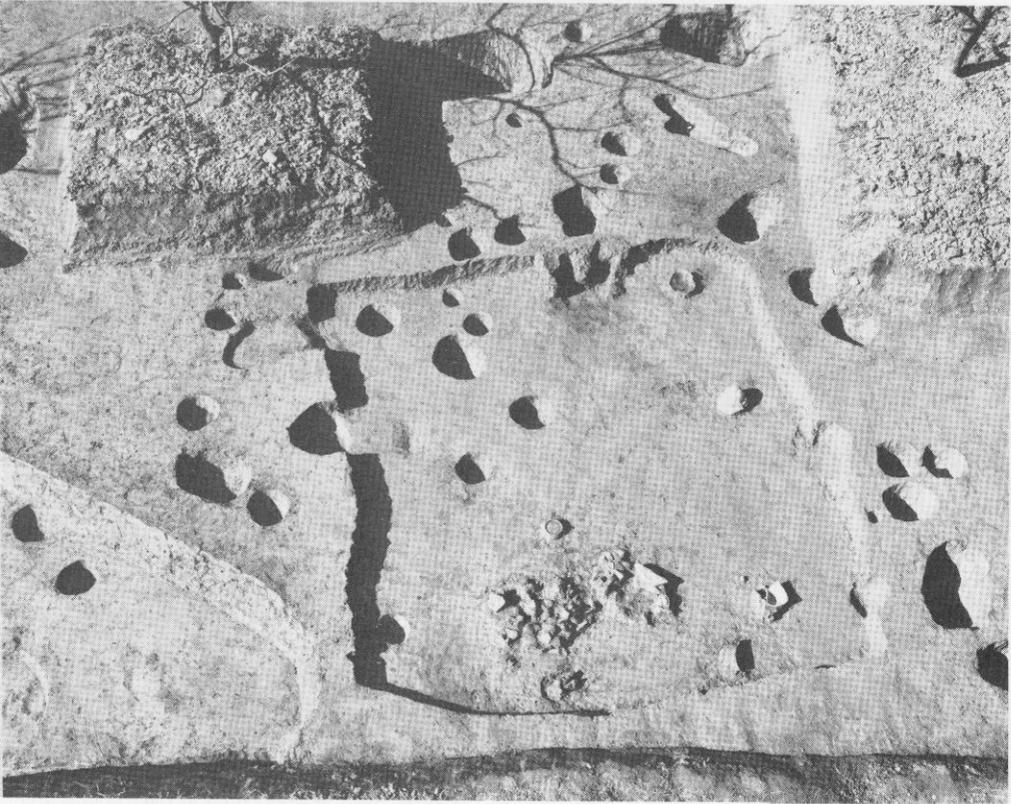
朝倉橘広庭宮跡（伝承地）調査



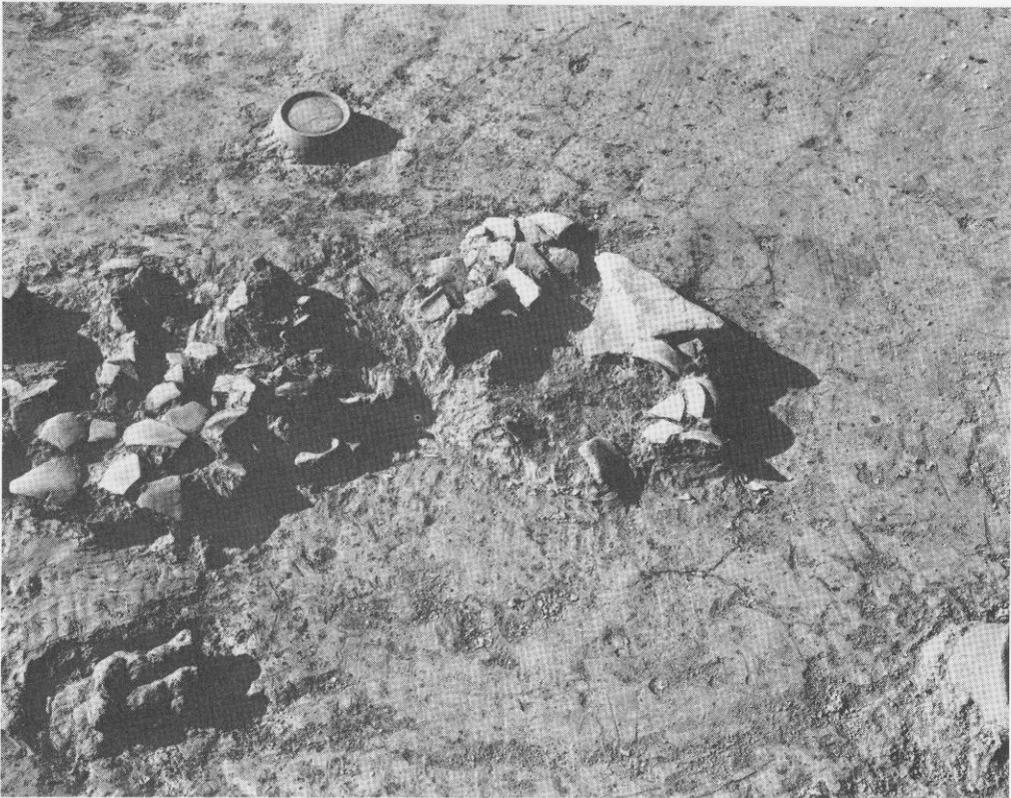
第1次調査 掘立柱建物と竪穴住居跡（西から）



第1次調査 掘立柱建物（北から）



第1次調査 1号竪穴住居跡（東から）



第1次調査 1号竪穴住居跡土器出土状態

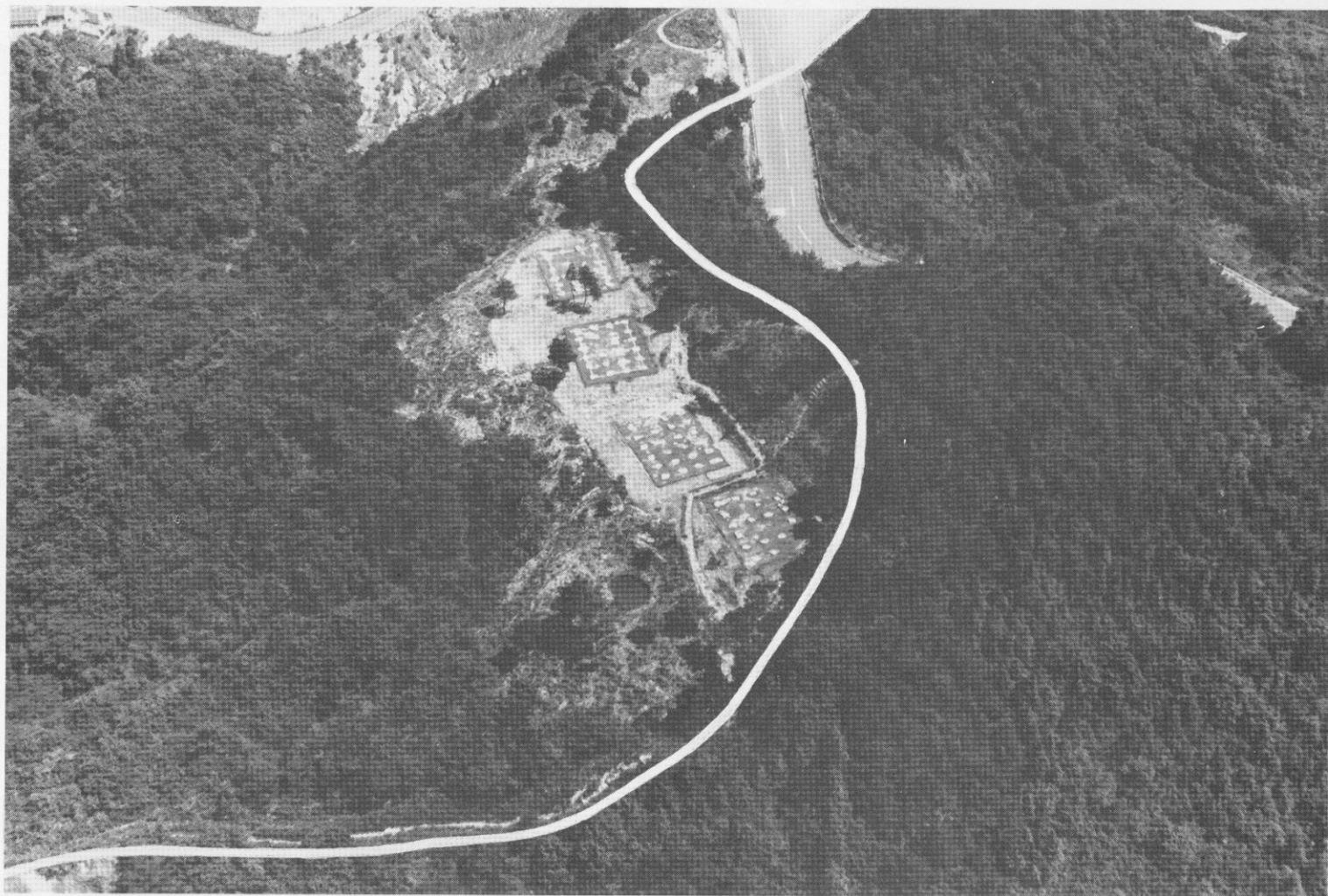
大野城跡（増長天・鏡ヶ池）



SB002全景その向うはSB003

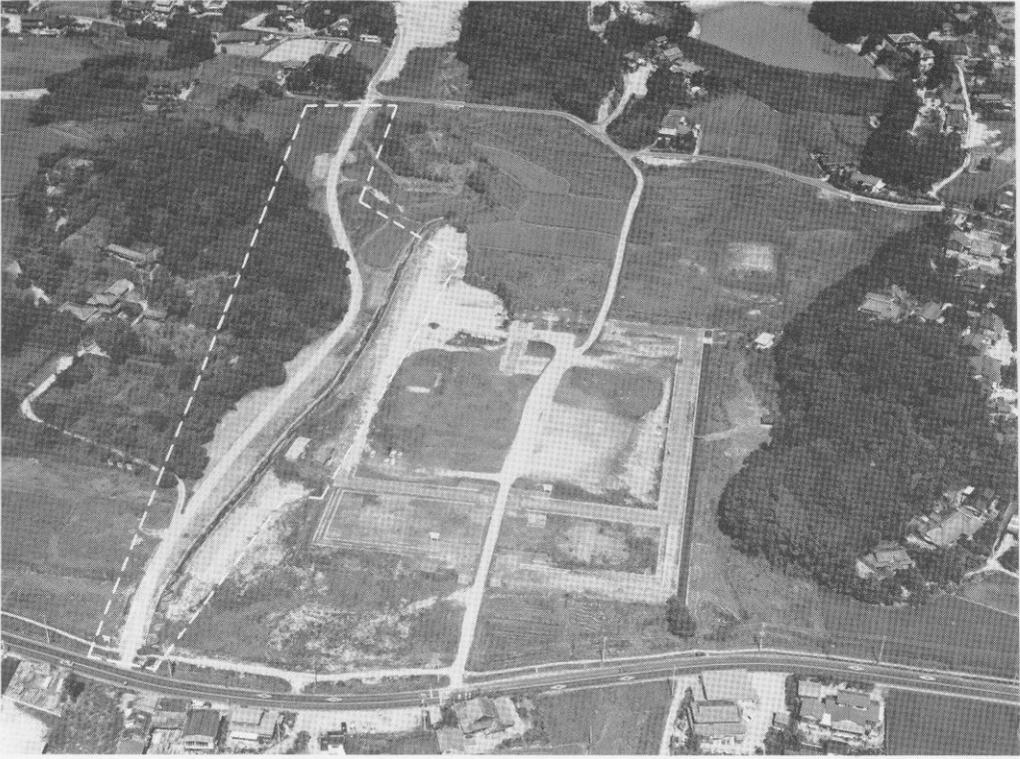


SB003建物と石垣全景（南西から）



大野城鏡ヶ池地区倉庫礎石群全景（整備後）
（白線は土墨線）

大宰府史跡環境整備



大宰府政庁跡（航空写真）点線は昭和48年度整備地区



環境整備地区（政庁西側園路）



前庭整備後の九州歴史資料館



九州歴史資料館正面

1. 昭和48年度業務報告

昭和47年4月1日に発足した当館は、資料館としての基礎資料の整備、調査、研究を行ない、併せてその成果を展示公開する機能をも有するため、昭和47年度間は展示準備に全職員が専念し、ようやく48年2月24日に展示部門の開館をみ、全業務が一応発足した。したがって本格的な業務運営は48年度が第1年次ともいえよう。その主な業務概要はつぎのとおりである。

九州歴史資料館協議会 当館の運営に関し、館長の諮問に応じて意見を述べるための機関として、九州歴史資料館の設置条例に基づいておかれたものである。

48年度は諸種の事情から12月5日当館会議室に於いて開催の1回のみになった、なお当日の議題は下記のとおりであった。

- (1) 昭和48年度事業の遂行状況の説明
- (2) 昭和49年度事業計画とそれに伴う予算要求の考え方
- (3) 資料の購入について（大場憲郎氏収集の鴻臚館跡出土品）

大宰府史跡発掘調査指導委員会議 5月7・8日の両日、九州歴史資料館に於て開催し昭和47年度の調査結果の報告と昭和48年度の調査計画について指導をうけた。

文化財講演会 文化財の愛護普及の一環として、11月23・24日両日、当館会議室で開催し成功裏に終了した。題目と講師はつぎの通り。

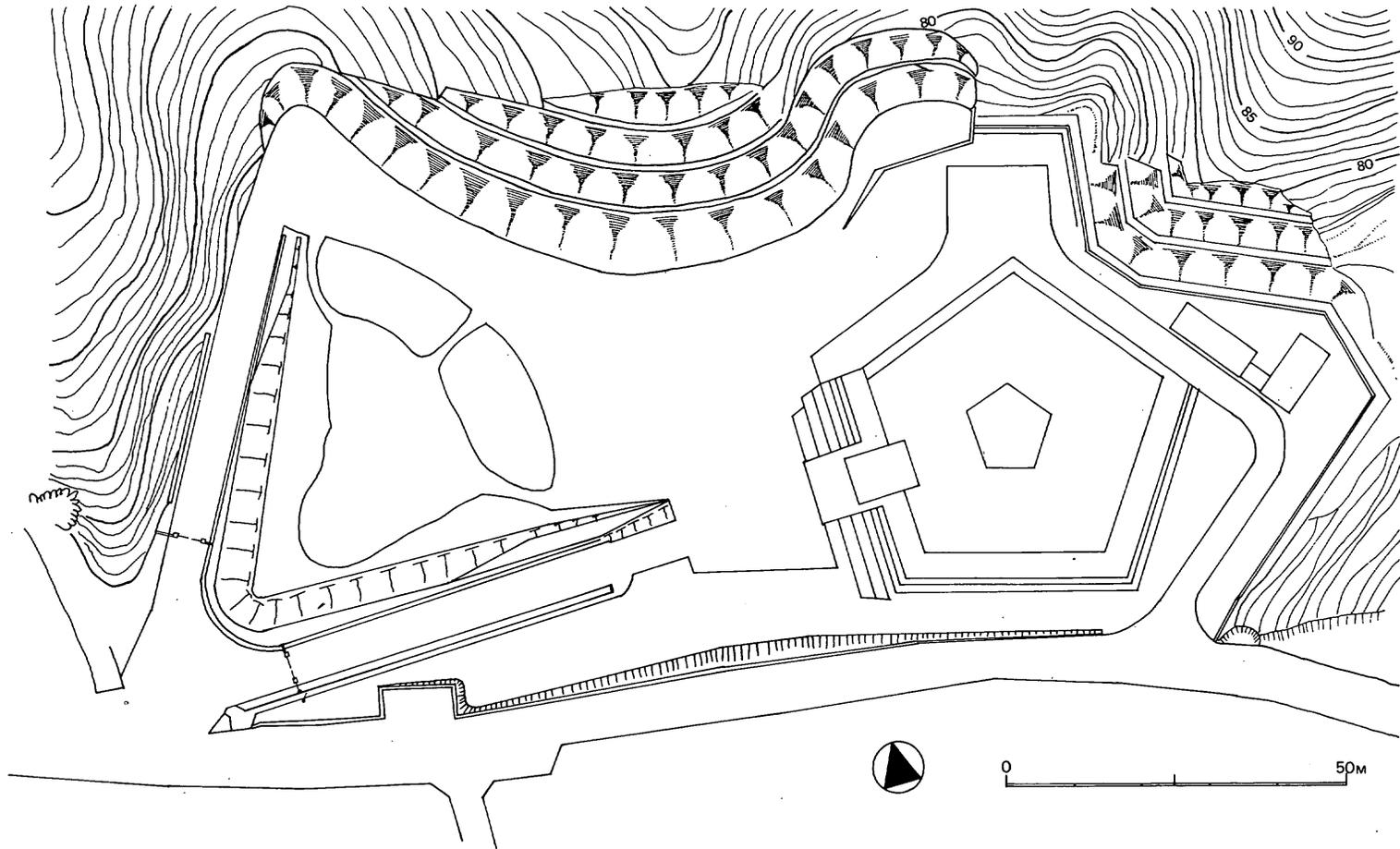
- 八幡 一郎（上智大学教授）「考古学からみた大陸と九州」
- 田村 圓澄（九州大学教授）「古代九州と朝鮮」
- 谷口 鉄雄（九州大学教授）「中国訪問から帰って」
- 渡辺 正気（当館学芸第2課長）「筑紫観世音寺の歴史」

保存科学講習会 文化財の保存科学の講習会を、奈良国立文化財研究所の保存科学室の沢田正昭技官の指導で5月18・19日行なわれた。

当館の保存科学室と会議室を使用しておこなわれた。

外構工事 本館は昭和46年に着工し、47年3月31日に完成したが、当初の設計計画にあった玄関正面の整備を見ることができず翌4月1日から発足した。

前庭造成予定地が太宰府町有で、しかも隔離病棟が現存していたため、これの廃止ができず仮りの進入道路を設けて運営にあたり同時に町当局に隔離病棟廃止の促進方について接渉をつづけ昭和48年7月厚生省関係官の現地調査等を経て廃止することが認められたのでさつ



第1図 九州歴史資料館配置図

そく館内において建設時に計画されていた構想の再検討を行ない館として一応平面計画を作成し、これが造成について、県住宅課の意見をきくと同時に応援を得、現地測量を実施し平面計画を練り直し、施工上の問題点等を勘案し住宅課で実施設計にあたってもらった。

造成工事の施工は本館建築に従事した間組に依頼し、従来の進入路を廃止し県道関屋一吉木線から直接進入できるようにした。なお将来の館用地利用の面から迂回進入の道路をも設け車はすべて迂回進入することとした。

造成計画の概要は、まず、前庭を設け、来館者の便を考え余裕ある広場と駐車場を設けることとし、前庭はできるだけ周囲の状景や本館建物との調和を考え、植栽樹種に配慮した。なお、拡張する町有地との高低差が約6mもあり擁へき工事は疑似花崗岩の化粧ブロックを使用することにした。法面は吹き付け芝覆また庭面は張り芝をすることにした。なお前庭の植栽等は福岡農林事務所の緑化事業の一環として施工完成したものである。

展示関係 福岡県を中心に、九州各県及び山口県に所在する古代から近世にいたる歴史資料（絵画・彫刻・文書・工芸品）の基礎的な調査を行ない、その調査資料を整備保存して特定のテーマによる研究の資料とするとともに、館外研究者に公開して、その研究の便を計り、さらには一般の観覧に供しようとするものである。

なお「九州の在銘彫刻研究」、「九州の鋳物師の系譜」、「九州の金石文集録」等々、今後、本調査研究の課題ともなるべき事項を一応念頭におき、調査を進めている。

当初、推定された要調査物件数は、指定品（県・国）未指定品あわせて、およそ県内500件、他県1,300件を数えた。これをできれば、5ケ年（第一次計画）で完了したいとの希望をもってしたが、諸般の事情で、さらに数年は要するものと思われる。

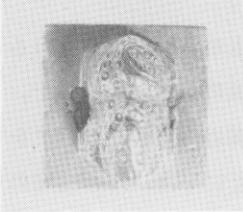
また、今後、他県における調査（展示品の借用依頼をも含めて）を円滑且つ能率的に運ぶことができるように、関係諸機関、物件所蔵の寺社・個人との連絡をより密にするために予備的な調査を行なった。

調査の実際にあたっては、法量・品質構造・形状・保存の状態・伝来等できるだけ詳細な調書をつくるよう心掛けた。写真の撮影・拓本の手拓、必要あるものについては実測図を作成した。

このことを基礎として、展覧にのせることとした。

考古関係については、4月中は昭和48年2月24日開始の開館記念展示を、ほとんど変らぬ姿で保った。5月10日までには大部分の借用品を返却したが、なお若干は、所有者・保管者のご好意で引きつづき展示させていただいた。したがって、展示の基本は、開館時と同様に、福岡県を中心とする旧石器時代から歴史時代にわたる出土品を時代順に常設展示の形で行った。すなわち、福岡県教育委員会が発掘調査した埋蔵文化財が主となる。

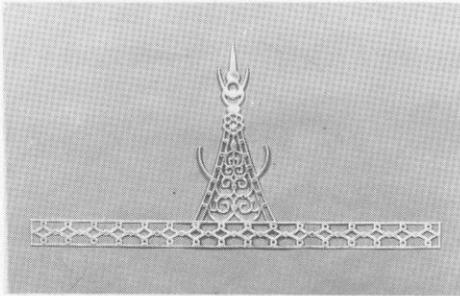
しかし、今年度も新たに下記の各位から借用展示した。京都大学考古学研究室・国玉神社



金印（複製）

古田正隆、浮羽高校、梅原末治、九州大学考古学研究室、八女市教育委員会、永井昌文、稲築高校、佐世保市立文化科学館、長崎県立美術博物館。とくに京都大学のご好意で、糸島郡二丈町銚子塚古墳出土の勾玉2、管玉33、古鏡10、土師器片43を23年ぶりに故郷で展観できた。春日市須玖遺跡出土のガラス勾玉1、ガラス管玉15、耳瑠形ガラス製品1、鉄剣2等の展示は、梅原末治博士のご寄託による。

金印の複製 国宝の金印は印文「漢委奴国王」、一辺2.3cm、厚さ0.8cmの正方形で、印面文は隸書体で三列に彫られているものである。これは、後漢書にある倭の奴国王が漢に朝貢し、光武帝より印綬をうけたとあるときのものともみられている。天明4年（1784）2月粕屋郡志賀島村（現在の福岡市）で百姓甚兵衛という人が掘出し、当時の藩主である黒田家に献上したもので今日まで同



銀冠（複製）

家に所蔵されている。当館は郷土の歴史と文化を広く一般の方々に紹介し、理解して戴くことに努めているが、我国の歴史を理解するうえからも極めて重要且つ欠くことのできないものでも、郷土で出土した金印は是非当館に常時展示したい旨、所有者である黒田家に、申し出たところ、この複製について、こころよくご承諾をえたので、さっそく文化庁および保管者であ

る国立東京博物館と打合せその指導をえて、印材は純金として、製作を東京都赤羽在住の伊藤美術鑄造研究所に委託し、実物にある疵等まで寸分たがわず完成されたものである。所要経費56万円であった。

銀冠の複製 原物は、1962年5月福岡県鞍手郡鞍手町大字八尋の横穴式石室古墳から発掘されたものである。冠は銀製の厚さ1mmの薄板から作られたもので長い年月のうちに欠損部分も多く、二重、三重折りとなって発掘されたが、ほぼ完全に近いまで復原できた。この冠は戴冠する形のものではなく、前額のみを飾るようになっている。冠の構造は巾2cm、長さ28cmの透彫結紐文の带状冠台の真中に宝珠と花文をいただき内部に忍冬唐草文の透彫を有する二等辺三角形の前立をつけた高さ15.7cmのもので材質は純銀である。

木製品の複製 現在までに県内各遺跡から弥生時代の農耕用具が多数出土しているが、国内各地にも同種農耕用具が発掘されているので、比較検討の資とするは勿論、一般にも展示公開するため、京都科学標本K Kに県内出土の農耕用具に近似している滋賀県神崎郡大中

遺跡出土の平鍬、狭鍬、又鍬、丸鍬の4個と大阪府東大阪市若江西新町瓜生堂遺跡出土の鋤2個、又鍬、杵の4個、合計8個の木製品複製を依頼し、展示することとした。

含浸装置設備 最近発掘される遺跡は低湿地帯が多く、発掘される埋蔵文化財にも建築用材、農耕用具、生活用具の大型木製品が多く、これらの木製品は常に水に漬け保存しなければならず、月に2～3回の水替えが必要である。この水替え作業によって出土品を破損することもあり、なお大変な労力を要するとともに調査研究の資とするにも極めて不便である。したがってこれを固定し取り扱いを便にし、破損を防止するためにも科学処理を行う必要がある。この保存科学処理について、国立奈良文化財研究所の指導を得て、PEG含浸装置を設置することにした。またこの設備設置のための木器処理室をも建設することにしその必要経費を48年9月補正予算に要求し、7,045千円が計上され、処理器購入費は5,645千円と確定した。詳細設計については、奈良国立文化財研究所の協力をうけ、同所が今まで運転使用してきた上での問題点等の改善を図り、三英製作所にこれが製作を依頼した。

主要槽の規格は下記のとおりである。

	長 さ	巾	高 さ
PEG含浸槽(外寸)	6,000mm	940mm	1,000mm
濃縮槽(〃)	940mm	940mm	1,000mm
温水槽(〃)	940mm	940mm	2,000mm

槽の使用温度はC60°でPEGの使用濃度は0～100%で1工程3ヶ月間とし当初10～20%濃度液に素材を浸し徐々に使用濃度を高め工程終了10日前位で100%溶液にするように運転を行うことにしている。

一方処理室は大建興業KKに3間×5間のプレハブ建設を依頼すると共に防水モルタル仕上げによる予備槽を長さ6,000mm、高さ1,000mm、巾900mmを作成した。今後の大型木器の保存科学処理に大きな効力を発揮するものと期待している。

なお本処理器は奈良国立文化財研究所設置のものと規格、性能等殆んど同じである。

大場コレクションの購入 本物件は、主として平安時代に大陸からの賓客の接待および貿易商人のための客館として設置された鴻臚館の所在地と推定される国指定の史跡福岡城跡の平和台野球場付近で、大場憲郎氏が発見採集された遺物である。越州窯産の青磁は質量ともに豊富で、陶磁研究の重要な資料である。また、古瓦類はこの地が鴻臚館跡であることを推定させるうえからも貴重な資料である。これを館藏品として収蔵し、今後の調査研究の資料として使用するとともに、調査研究の成果を一般に公開展示するために購入したものである。なお、この購入にあたっての評価鑑定を、陶芸家小山富士夫、九大教授谷口鉄雄、九大教授岡崎敬、郷土史家筑紫豊の四氏に依頼し、49年2月本館会議室で鑑定会を開き、その結果購入したもので購入物件数は別表のとおりである。

鴻臚館跡等遺物一覽

(大場コレクション)

		A 鴻臚館	B 古代寺院官衙	C 須惠器 窯瓦窯	D 製 鉄	E 福岡城	F 散布地	計
須 惠 器		561	32	799	10	1	659	2,062
土 師 器		259	2	41	18		330	650
陶 磁 器	青 磁	1,220	3	2	1		14	1,240
	白 磁	23					4	27
	染 付					103		103
	近世陶磁器		7		1	658	24	690
布 目 瓦	軒先丸瓦	40		1				41
	軒先平瓦	74						74
	丸 瓦	772	21	27				820
	平 瓦	3,132	127	178			4	3,441
	文 字 瓦	32						32
	道 具 瓦	1						1
	罇	30						30
布 目 瓦 以 外	軒先丸瓦				1	37	1	39
	軒先平瓦					61		61
	丸 瓦					14	1	15
	平 瓦					52		52
	文 字 瓦					45		45
	道 具 瓦					8	1	9
	罇				1			1
窯 道 具		3		9	5	75	7	99
鉄 鋳			13		1,054		41	1,108
石 片		2	2	11	1		7	23
黒 曜 石				24	2		2	28
計		6,149	207	1,092	1,094	1,054	1,095	10,691

2. 大宰府史跡発掘調査

調査課

昭和48年度の発掘調査計画は、本年度も環境整備事業との関連から政庁地区を重点に、次の3カ所の調査を行なうことで計画を立案した。

昭和48年度発掘調査計画表

	調査地区	調査期間	調査面積	備考
1	政庁地区正殿後方築地東北隅	4月～7月	1700m ²	
2	〃 西脇殿	8月	600m ²	
3	〃 東南部	9月～12月	1700m ²	
4	緊急調査			現状変更申請等に係るもの

この計画案を、昭和48年5月7・8日の両日開催された大宰府史跡発掘調査指導委員会議にはかり、席上、学校院・観世音寺についても早急に知見を得ることが必要ではないかとの意見も出されたが、討議の結果一応本年度は当初の計画どおり調査を行なうことで了承された。

この計画をもとに4月1日から第26次調査を開始した。本年度も住宅建設などの土木工事に伴う緊急調査を5カ所について実施したが、ほぼ計画どおりこれを終了することが出来た。

昭和48年度の発掘調査地区は、下記の表のとおりである。

昭和48年度発掘調査実施表

調査次数	調査地区	調査面積	調査期間
第26次	6AYT-B	1800m ²	1973・4・1～1973・11・19
第27次	6AYI-A	70m ²	1973・4・9～1973・5・25
第28次	6AYE	110m ²	1973・5・25～1973・6・13
第29次	6AYM	150m ²	1973・6・20～1973・7・31
第30次	6AYT-B	850m ²	1973・11・19～1974・4・2
第31次	6AYT-C	1150m ²	1974・1・8～1974・5・7
第32次	6AYI-C	250m ²	1974・1・26～1974・3・12
	太宰府町字来木	50m ²	1973・9・4～1973・9・12

政庁正殿後方築地東北隅（第26次調査） 昭和47年度第15次調査として行った回廊東北隅の調査において、正殿後方をとり囲む施設が築地であることが判明した。しかしながら検出範囲が狭少であったため、その規模等については余り明確ではなかった。築地規模の推定のひとつの手がかりとして、回廊との接続部に設けられた暗渠があり、これにより築地の基壇幅は3.8m前後であることが考えられた。この第15次調査の結果をもとに、今回は正殿の東北約60mの地点を対象として調査を行なった。

調査の結果検出した主な遺構は築地、礎石建物2棟、土壙、溝などである。

東面築地 S A 335 は第15次調査において一部を検出したものの延長である。築地基壇の東側石は、第15次調査で検出の東面回廊基壇の東側石と面を合わせて一直線に南北にのびておる。築地の東側は約0.8mほど低くなっている。築地の西側は遺存状況が悪く明確でなかったが、残存している3個の石列を築地基壇の側石とすると基壇の基底幅は3.6m（12尺）である。この築地は、第15次検出の北面回廊の心から約66mのところまで西へ折れる。

北面築地 S A 505 は基壇の北側の側石が2段～3段分残っており、基壇内側に残存する石列との間隔は東面築地同様3.6m（12尺）である。北面回廊と北面築地との心々距離は、66.3m（221尺）である。

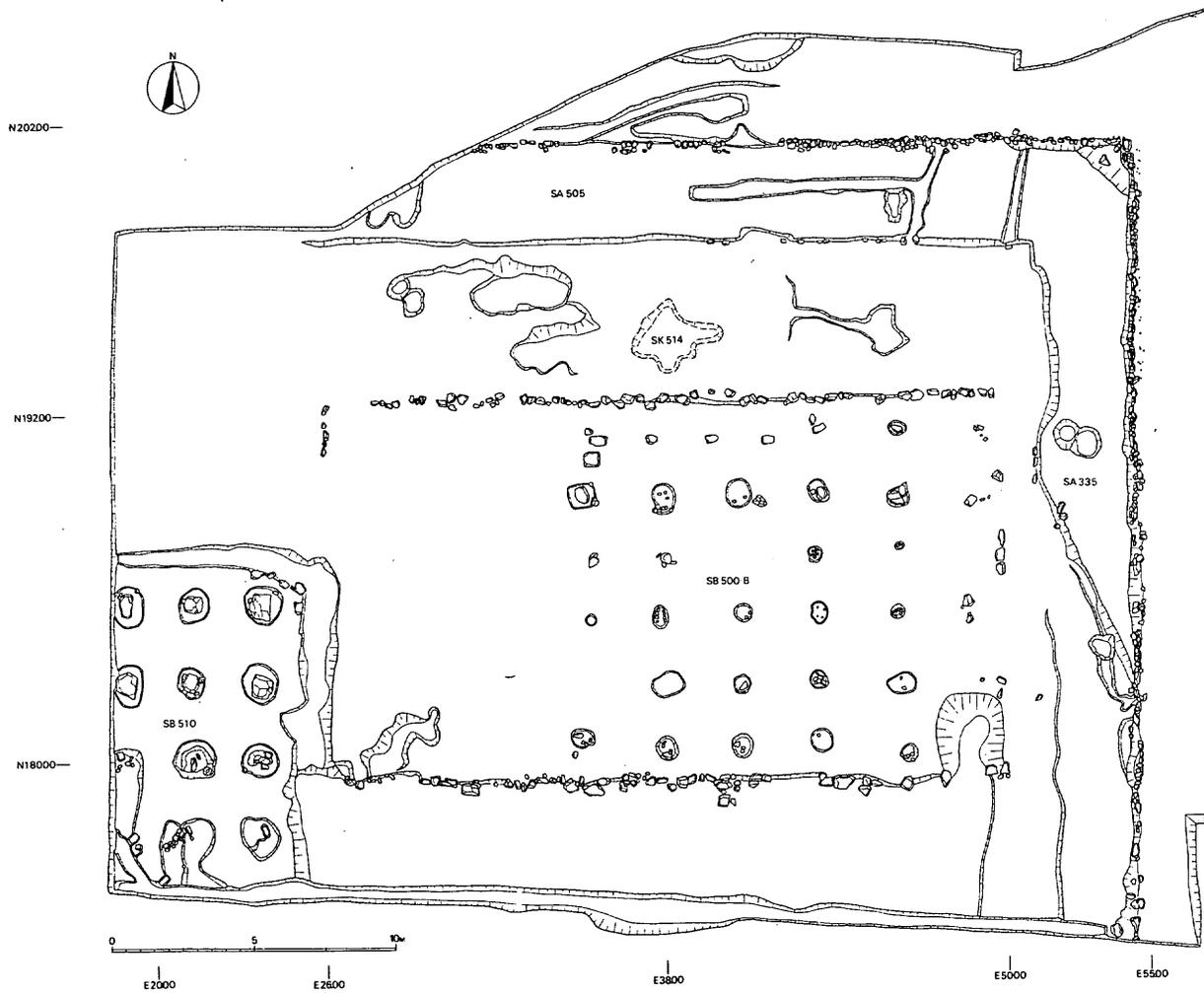
今回検出の東面・北面築地の寄柱は検出されなかったが、築地基壇の中央に幅5尺で黄褐色の土が版築状に積まれた部分があり、これからすると築地本体5尺、外側に巾3尺、内側に4尺の犬走りをもったものと考えられる。また政庁前面の南門から東西にのびる築地と比較して若干規模は小さく、瓦葺ではなく板葺上土のものと考えられる。

S B 500 A・B は掘立柱使用の時期と礎石使用の時期との2時期に分かれる。基壇は削平が激しく、側石1段分が残っている。基壇巾は東西80尺、南北44尺である。上層遺構の S B 500 B は礎石使用の建物で、残存する礎石はなく、わずかに、根石を検出したのみである。梁行5間（柱間寸法7尺）桁行8間（柱間寸法9尺）の建物と考えられる。

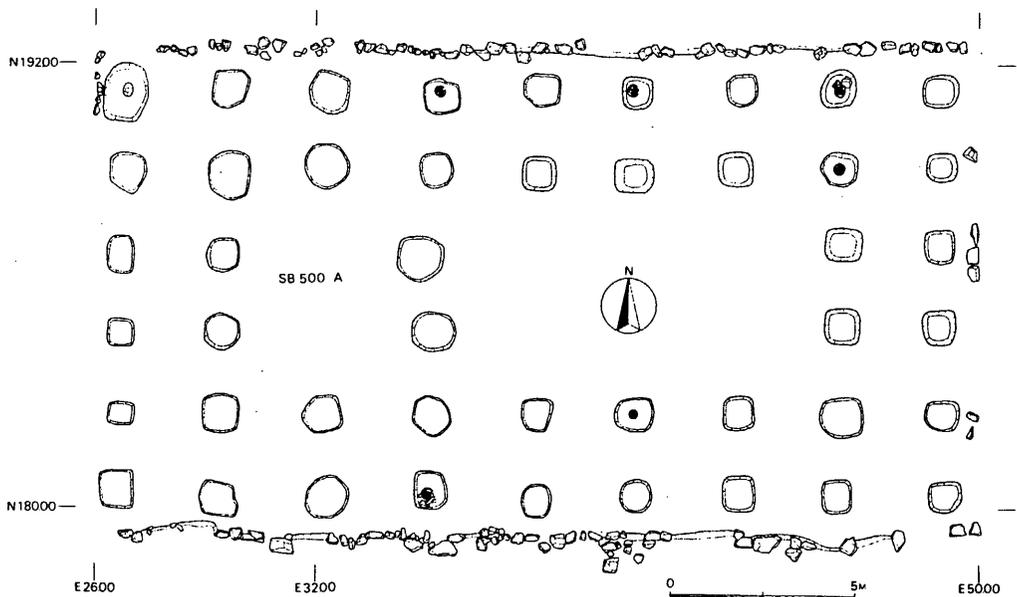
下層の S B 500 A は上層の建物と柱位置はほとんど同じで、梁間が3間であり、身舎内の東から第5柱位置に間仕切りがある。幸いに柱根が6本残っており、各柱根間の実測値は、平均梁行が2.18m、桁行2.70mである。これから考えてこの建物は梁行7尺、桁行9尺で設計されたものと考えられる。またこの建物が東面築地にきわめて接近していること、梁行と桁行との柱間寸法に2尺の開きがあることなどから屋根の構造としては切妻造りの可能性が大きい。この建物の存在時期は柱穴掘方から検出した瓦からこの瓦を軒先瓦のいわゆる鴻臚館式のものに対応するものであるとするとその上限を奈良時代の後半と考えられる。

発掘区西南隅で検出した S B 510 は礎石使用の建物で、北から第1列、第2列について礎石が残っていた。

この建物は東西2間、南北3間分を検出したが、発掘区域外（道路下）へ伸びる可能性も



第 2 図 第26次発掘調査遺構配置図



第3図 第26次発掘調査掘立柱建物SB500A実測図

あり、疑問は残るが、3間×3間の楼あるいは倉ではないかと推定される。柱間寸法は東西8尺・南北9.5尺である。この建物の基壇については東北端に側石と考えられる石が数個存在したのみである。また礎石の周囲は瓦片を含む焼土で整地されている。この建物の雨落溝SD 509は東側の建物SB 500の基壇を切っており、その前後関係を確認することができた。この建物の時期については、礎石周辺の瓦を含んだ焼土層の存在などから中門・南門の調査結果から判断して、その時期を10世紀後半におくことができる。

土壌SK 514は東西3m、南北2.5m、深さ0.5mの不整形のものであり、これまで述べた遺構面の整地層のすぐ下の腐植土に切り込まれたものであり、今回検出した築地・礎石建物のいずれよりも時期的にさかのぼる。

出土遺物は瓦類・土器・木器・木簡等である。特に建物SB500Bの南から多量の瓦が出土し、また土壌SK 514からは930点の木簡に伴って土器・木器が出土した。

木簡は築地SA 505基壇下で12点、土壌SK 514からは930点を一括して検出した。政庁地区内における初見であること。また量的にも大量であることが注目される。完形に近いものは4点で、ほとんどは削り屑であった。その中には筑前の古称「竺志前」を用い、また、「軍布」や「古」など藤原宮出土木簡に近似する点が認められ、8世紀初頭前後のものと考えられ大宰府の贄に関する史料として注目されるものである(口絵木簡②)。また題箋が出土し、軸部を欠いているが、肉太な文字や筆勢などから時期的には他の木簡より新しく平安中頃と考えられる。(口絵木簡①)

土器は土師器・須恵器・緑釉陶器・磁器類であり、墨書されたものの12点、硯に転用されたものなど多数が出土した。

墨書された土器は須恵器が最も多く、その中には「上毛郡」（現在の福岡県築上郡）や人名と思われる「黒麻呂」と墨書したものがある。

木器として、サイコロ、カンザシ、杓文字、櫛などが出土している。これらの多くは土壌SK 514から出土したもので木簡と共伴したものである。

瓦類は出土遺物中最も多く、軒丸・平瓦の他若干の鬼瓦・埴・面戸瓦がある。

軒先瓦は総数 279 個体、文字瓦は 2,068 個体あり、軒丸瓦は 174 個体で 19 型式 21 種類に分類できる。このうち鴻臚館式と呼ばれるものが全体の 50% を占めている。軒平瓦は総数 105 個体で 15 型式に分類され、軒丸瓦と組合せになる鴻臚館式が約 45% を占めている。文字瓦は 2,068 個体が出土し「平井」「賀茂」「佐」銘等があり、「平井」銘のものが最も多く全体の 50% を占めている。今回とくにヘラ描きのものが 1 点あり「岡郡」と描かれており、後の「遠賀郡」にあたり、和銅から神亀年間にかけて郡郷名が二字に改められていることから、この瓦の年代の一端を推測することができる。

左郭五条四坊（第27次調査） 住宅建築に伴う事前調査である。遺構は層位的に3層に分かれ、最上層は畑の畝状のものが東西方向にのびており、室町期以降のものと考えられる。第Ⅱ層では東西方向の土壇状のものと井戸5基を検出した。

最下層では遺構の性格は明確ではないが、下層に堆積する黒灰色粘質土からみて溝の埋土とも考えられるが、顕著な遺構は検出できなかった。出土遺物から奈良～平安期にかけてのものと考えられる。

遺物は土器・瓦類・石製品・木器・宋銭等である。土器は土師器・瓦器・須恵器・青白磁器類・陶器（緑釉を含む）などである。このうち土師器の坏・小皿の類が最も多く、青白磁器類もかなり出土している。

瓦類の出土は少なく、最下層面を覆う層から出土している。軒丸・平瓦の他に文様埴の破片が数点出土している。

左郭五条六坊（第28次調査） 住宅建設に伴う事前調査である。2層の遺構面があり、上層遺構は遺構面が堅く、焼けた所が部分的にみられ、何か所かに保土穴状のものがあり、中から銅滓を検出した。おそらく鑄造に関係する遺構と考えられる。

下層ではL字状を呈する溝を検出した。

遺物は土師器・青白磁器類・宋銭・瓦類があり、全体に新しい様相を呈している。土師器



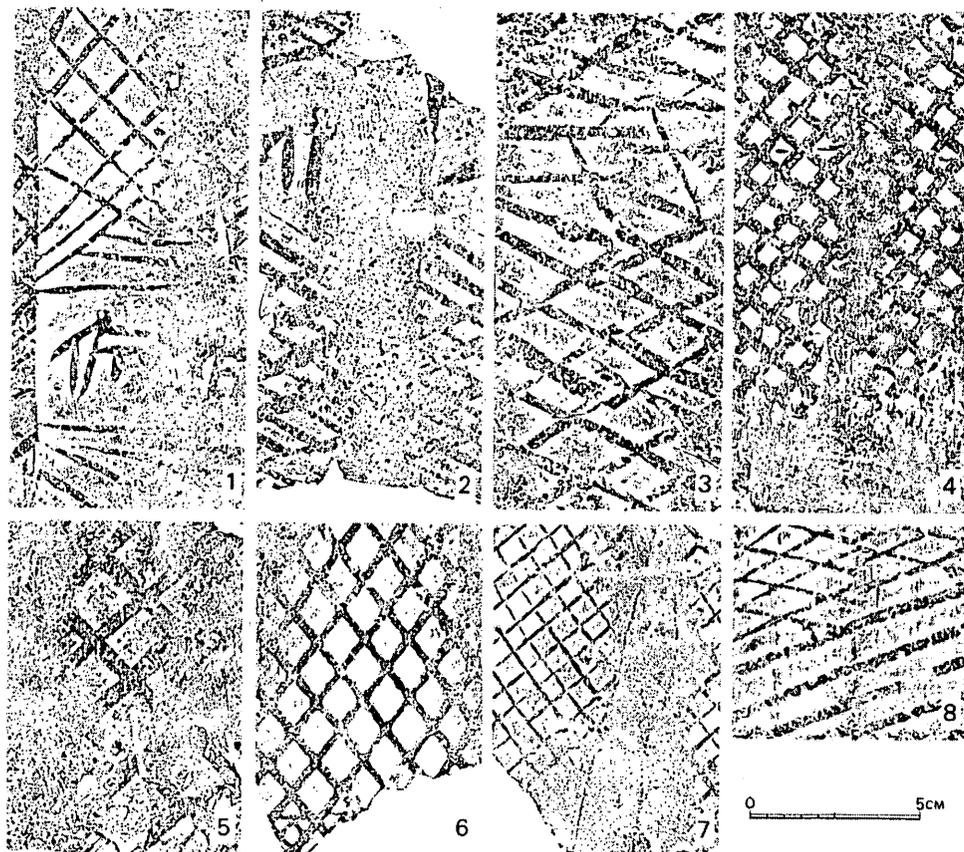
第4図「岡郡」銘平瓦

は小皿類が多く、瓦質の火鉢・茶釜などが出土している。上層遺構については室町期に、下層遺構はそれをや、廻る時期が考えられる。

右郭五条四坊（第29次調査） 住宅建築に伴う事前調査である。3本のトレンチを設定し調査した。各々のトレンチで溝・土壌などを検出したが、予測した遺構は検出できなかった。遺物として、土器・瓦類があるが量的には少ない。床土、遺構上面・土壌から平安期のものと考えられる土師器・須恵器および瓦片が出土した。

来木北瓦窯の調査 宅地造成に伴う緊急調査である。ブルドーザーで土砂の削除をしたところ燃焼部が露出し、調査を行なうことになった。検出した窯は2基あり、そのうちの1基については以前より存在が確認されていたもので、他の1基は今回の工事で新たに検出したものである。

窯の構造は2基とも地下式登窯である。新たに検出した1基は燃焼部が一部削平されただけで比較的残りがよく、燃焼部から焼成部にかけて階が設けられている。焼成部には焼台に



第5図 来木北瓦窯出土瓦拓影

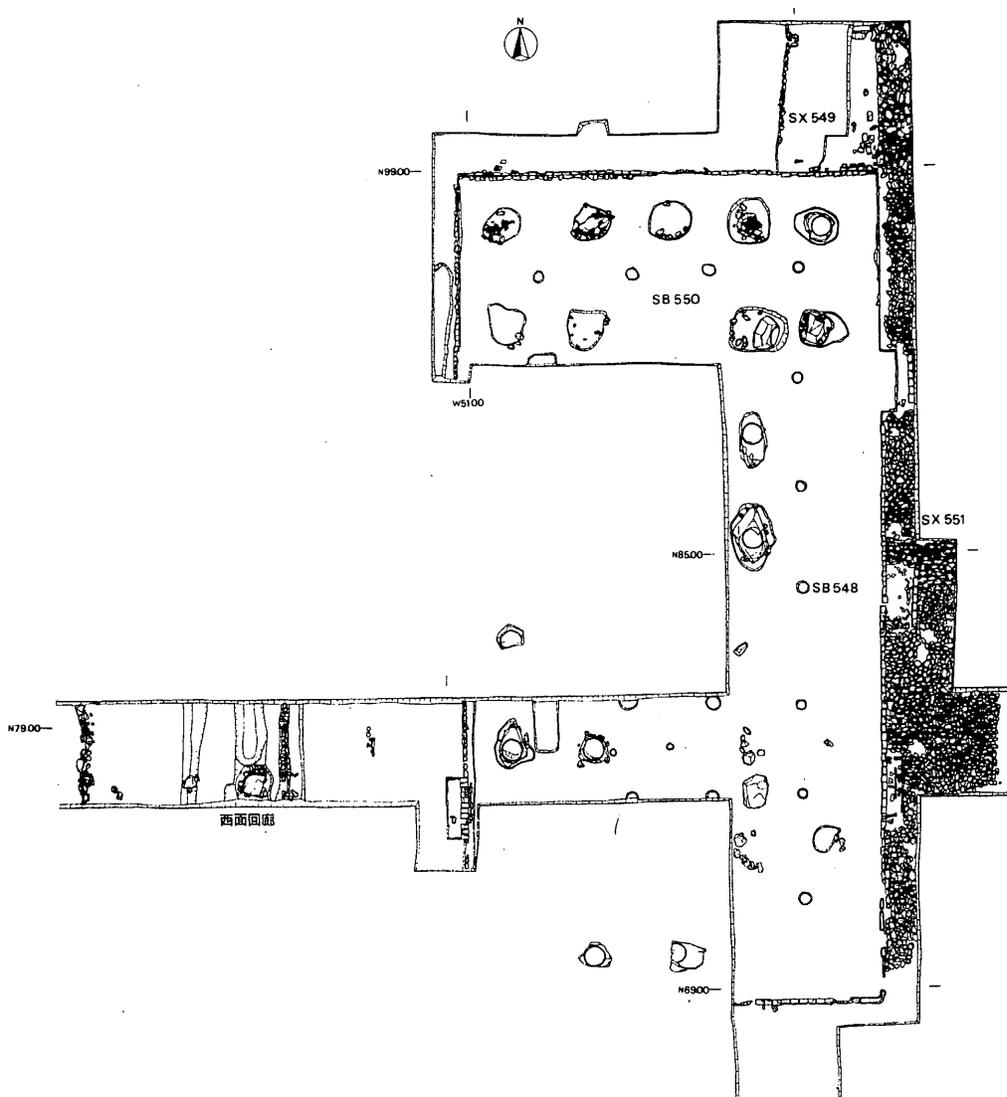
代用したと思われる瓦列を7列検出した。

残存していた瓦は、文字瓦・丸・平瓦である。「佐」銘の文字瓦が2点あり、大宰府政庁跡などから出土する瓦と類似し、それらとの関連が推察される。

西脇殿（第30次調査） 政庁内の整備との関連から脇殿の規模・配置等を確認することを主たる目的とした。

西脇殿は比較的礎石の残りがよく8個の礎石が表面に露出している。

調査の結果、埴積基壇建物2棟、玉石敷遺構、回廊等を検出した。



第6図 第30次発掘調査遺構配置図（北棟）

礎石建物 SB550は博積基壇をもつものである。基壇幅は東西15.3m (50.5尺)、南北30.3m (101尺)であり、基壇面は全体に削平が激しく、東側1列はとくに著しく根石等の痕跡も認められなかった。

現存する8個の礎石と根石から、この建物は梁行4間(柱間寸法9.5尺)、桁行7間(柱間寸法12.5尺)の切妻造りの建物と考えられる。

基壇は博積みで最下段を平積みし、その上に立てる2段構成によるものである。基壇北西部では保存状態がよく高さ35cmを測る。建物の東面と西面には3カ所ずつの階段が設けられている。階段は幅2.2m (7.2尺)、基壇からの張り出し60cm (2.0尺)である。建物東面の中心と右側の階段前の踏面には6~7個の博を敷いており、踏面と礎石柱座までの高さは約61cmを測る。このことから、階段は踏面約20cm、蹴上げ約20cmで傾斜45度の3段ではないかと考えられる。また西面南側の最下段の蹴上げの部分で3個の文様博が使用されていた。

SB548は梁行約9尺、桁行約11尺のもので、SB550を構築するさいの足場と考えられるものである。

SB550の南側で同規模の南北棟を検出した。後世の攪乱が著しく、残存する礎石はなく、根石がわずかに残るのみで、基壇の博積みも一部が残存するのみである。

SB550の東側で玉石敷遺構 SX 551 を検出した。この玉石は径20cm位のもので、平積みした博とほぼ同じ高さである。



第7図 西脇殿出土鬼瓦

西面回廊は第6次調査で検出した回廊の延長である。礎石1個が残存し、梁行は3.90m (13尺)で第6次・第15次調査の結果と一致する。回廊基壇の内側は瓦積みである。

遺物は土器・瓦類であるが、土器の出土は少なく、土師器の坏・小皿と須恵器の小片が少量出土したにすぎない。

瓦類には軒先瓦、丸・平瓦、博(文様博も含む)鬼瓦等がある。

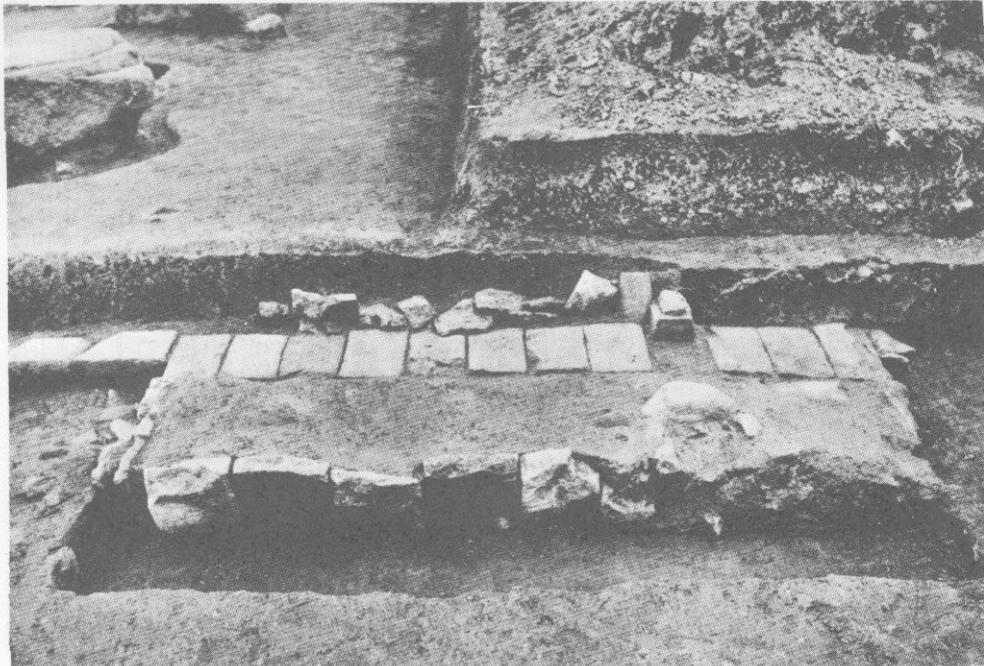
軒先瓦は276個体で、文字瓦は279個体がある。この他、文様博3個、鬼瓦1個が出土した。

軒丸瓦は127個体で15型式18種類に分類でき、このうち最も多い型式は鴻臚館式と呼ばれているものである。軒平瓦は

149個体で19型式20種類に分類できる。軒丸瓦と同型式に属する鴻臚館式のものが全体の35%を占めている。

文字瓦は総数279個体で大きく14型式に分類できる。今回最も出土量が多いのは「佐・佐瓦」銘のもので総数115個体がある。

文様磚は3個体ありSB550の基壇西側の右階段の蹴上げの部分に使用されていたものである。他に鬼瓦が1点あり、復原が可能でほぼ完形のものである。これは重文に指定されている伝都府楼跡出土のものと同種のものである。

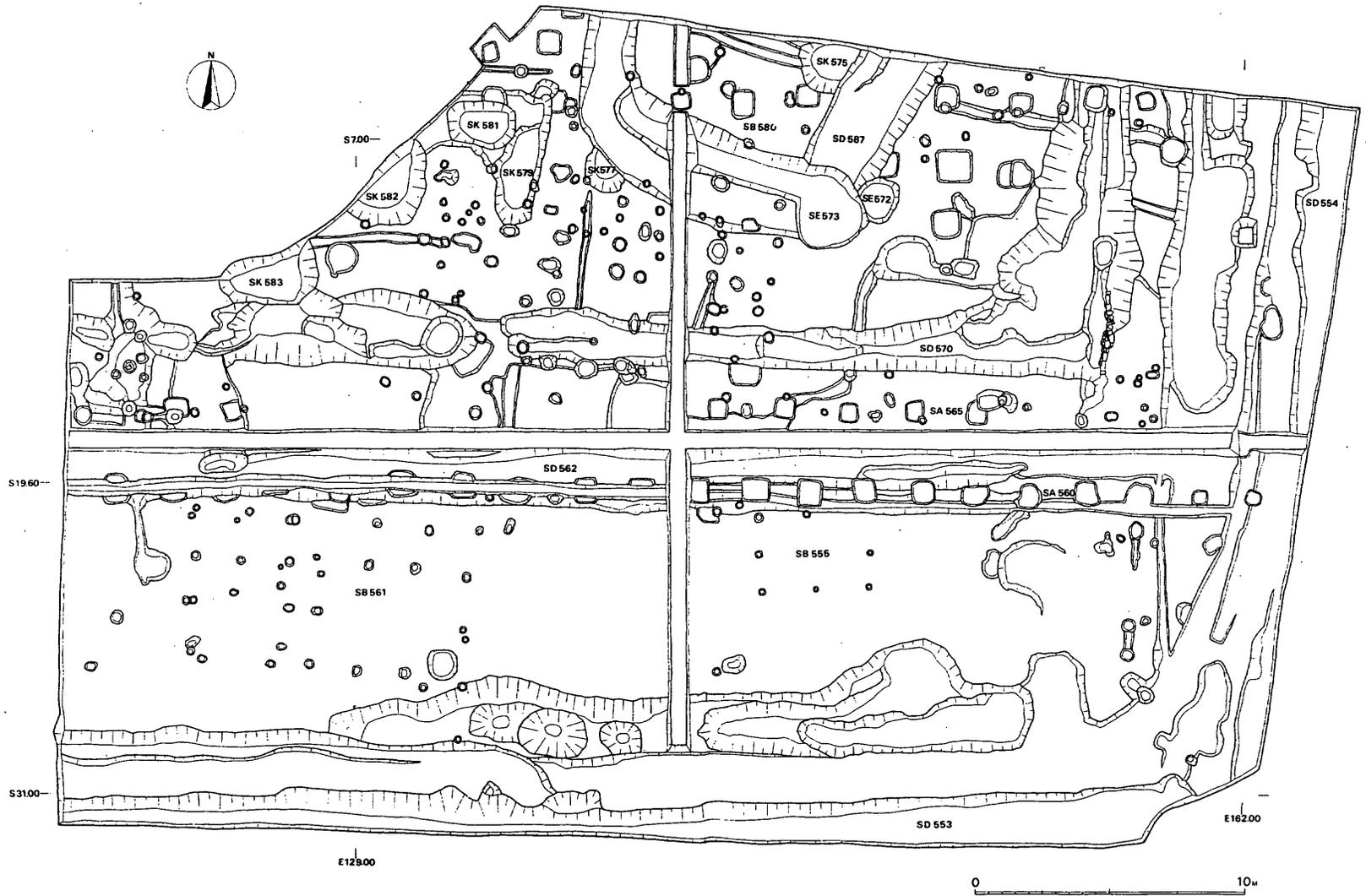


第8図 西脇殿階段部

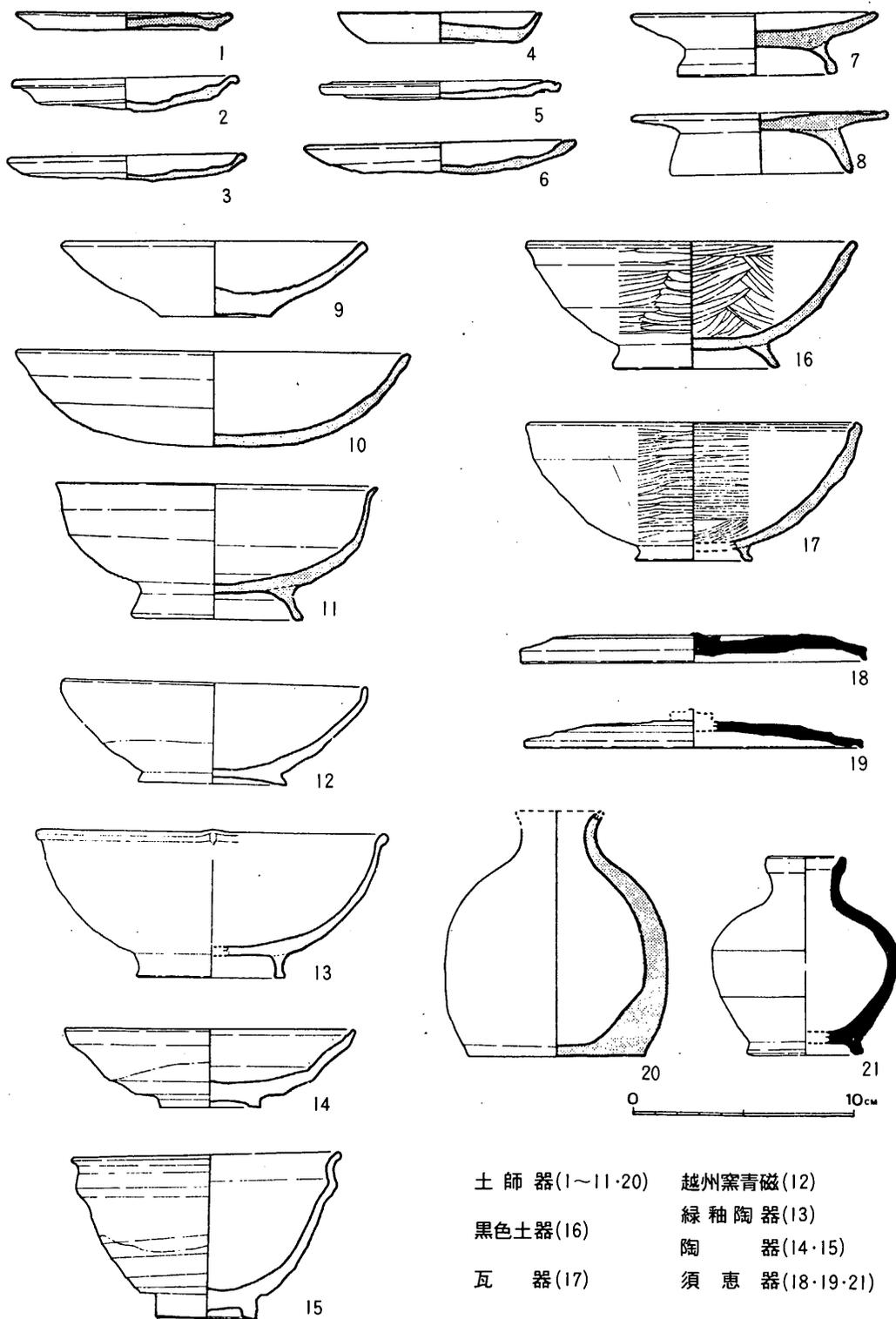
月山南（第31次調査） 第4次調査で検出した築地との関連から政庁の南を限る築地等の遺構確認を主たる目的とした。

検出した主な遺構は柵、掘立柱建物、溝、井戸、土壇、ピット群などである。これらの遺構は3期に分けられる。Ⅰ期に属する遺構は発掘地域の中央部を東西に走る柵(SA560)、北半分で検出した掘立柱建物(SB580)および柵(SA565)であり、Ⅱ期は溝(SD562、570、587)が主体でありⅢ期に属するものは井戸(SE573)、土壇(SK575、577、579、581、582、583)およびピット群である。

柵(SA560)は発掘区のほぼ中央部を東西にのびるもので20間分を検出した。柱間寸法はほぼ2.10m(7尺)である。柵の東端は政庁中軸線から約1町半の位置にあたり、さらに東および西へのびていることは確実である。第4次調査検出の築地とは構造も異なり、位置的にずれることから、同時期かつ一連のものとするには疑問が残る。



第9図 第31次発掘調査遺構配置図



第10図 月山南出土土器実測図

SA565の柵は4間分を検出したが、柱間寸法は8尺等間で、性格は不明であるが目隠堀的なものが考えられる。

掘立柱建物(SB580)は梁行2間(柱間寸法7.5尺)、桁行7間(柱間寸法8尺)の東西棟である。柱穴の多くが溝(SD587)等によってこわされており、建物としてまとめるには多くの疑問が残る。

溝(SD587,570,562)からはおびただしい量の土師器片が出土した。

発掘区の北辺中央部で2基の井戸を検出した。井戸 SE572 は井戸枠の一辺が約0.7mの方形のもので幅15cm程度の板を縦に組合せ横棧で固定している。またSE573は保存が悪く、井戸枠は消失しており、底に径0.6mの曲物が残っているのみであった。



第11図 月山南出土文様埴

SB555・561の掘立柱建物はいずれも柱穴の掘り方が0.2~0.3mの小規模のものである。SB555は梁行2間、桁行3間であるが柱間は一定していない。SB561は一応梁行3間、桁行6間の東西棟として復原したが、1棟の建物とするには無理な点が多い。

発掘区の北半部に集中して6個の土壇(SK 575,577,579,581,582,583)を検出したが、規模はまちまちで1.5m×2.5m~2.5m×3.0m程度のものである。これらの土壇から出土した遺物は少なく、近世陶器を含んだものもあり、時期的には新しいものである。

遺物は土器・瓦類・金属製品、石製品などで、とくに土器はSD587、SD562の埋土から多量に出土した。

土器のうち土師器がその量は最も多く、器種として、小皿・坏・埴・甕・高坏などがあり土師質のものとして土鍋・鉢・瓶がある。

小皿は口径8.7~10.9cmのもので、ヘラ切りのものと糸切りのものがある。坏は口径13.6~16.6cm、器高2.6~5.1cmのもので出土量の大半を占める。これらの土師器の他に黒色土器、瓦器に属する埴が比較的多く出土した。須恵器は土師器に比べると出土量は少なく、蓋・有高台埴・壺がある。とくにSA560柱穴から出土した須恵器の埴は破片であるが時期推定の一資料として重要である。

瓦埴類は比較的小さく、きわだった特徴はみられない。丸・平瓦、軒丸・平瓦が主でありこの他に文様埴・鬼瓦がある。

軒先瓦は総数103点、文字瓦は282点である。そのうち軒丸瓦は62点で8型式10種類に分類

でき型式的に鴻臚館式および老司Ⅱ式と呼ばれているものが全体の40%を占めている。

軒平瓦は総数41点で10型式に分類でき、老司Ⅱ式と呼ばれるものが最も多い。文字瓦は総数282点出土しており、「平井」「賀茂」「佐」銘のものが大半を占める。

文様磚は今回2点出土したが、そのうちの1点は完形品である。完形品の出土は少なく貴重な資料といえる。長さ33.0cm、幅27.0cm、厚さ6.5cmの大形方磚で文様は上面および側面の2カ所にある。上面の中央に単弁の蓮文、その外周に華麗な蔓草文をめぐらし、その四隅に覗花文を配している。

以上の他に滑石製の風字硯や鉄製品の錠の一部と考えられるものがある。

左郭五条二坊（第32次調査） 住宅建築に伴う事前調査である。検出した遺構は掘立柱建物2棟、東西溝2条、土壌、小ピット群などである。

掘立柱建物のうち1棟は東西2間分、南北3間分の柱列を検出した。東西の柱間寸法は7尺、南北柱間寸法は北から第1・第2柱列間および第3・第4柱列間が6尺、第3柱列間が7尺のものである。柱穴の掘方は一辺1mのほぼ正方形のもので、掘方内に河原石や瓦片のつまったものがある。また1つには径約20cmの柱根が残っていた。

他の1棟は南北棟になるものと考えられ、南北5間分、東西1間分について検出した。柱間寸法は梁行7尺、桁行8尺のものである。掘立柱建物はいずれも発掘区域外へのびておりその全容は明らかに出来なかったが出土の遺物より平安期にその下限を求められるものである。

遺物の出土は少なく、土師器、須恵器、磁器などの土器と瓦が出土している。

この掘立柱建物の性格は明確でないが、第17次調査で確認された礎石建物との関連から政庁前面に位置するこの地域を官衙的な性格をもったものとする可能性も大きくなった。

3. 朝倉橋広庭宮跡（伝承地）の発掘調査

学芸第2課

九州歴史資料館は古代官衙の調査研究の一環として、昭和48年12月1日～12月26日まで、福岡県朝倉郡朝倉町大字須川所在の斉明天皇の朝倉橋広庭宮跡（伝承地）の発掘調査を行った。

本遺跡は昭和8・9年に福岡県が玉泉大梁、鏡山猛に依頼し、発掘調査が行なわれ、その結果は、昭和9・10・12年に「朝倉橋広庭宮遺跡」福岡県史蹟名勝天然記念物報告書第9・10・12集に分載される。これが今日までの朝倉橋広庭宮の研究の基本資料である。

昭和4年に柴田常恵、花見朔己、昇塚清研等の現地視察があり、昭和5年黒板勝美の実査で地形と出土古瓦から宮跡を今回の調査地に朝闡寺跡を谷一つ東の古瓦出土地と区別した。

報告書によれば、昭和8・9年の県の調査では「字寺の前」の南端出土開元通宝入りの壺、「字馬乗」の煙草乾燥場付近の土壙から須恵器、土師器の一括出土。「字鐘突」の水田湿抜工事中に地表下40cmの所に発見された玉石群と木組、共伴の墨書土器、古瓦類と礎石群である。古瓦及び「大寺」・「知識」・「寺家」などの墨書から、奈良時代寺院跡と判断され、また北隣の字名「長安寺原」や古記録から、長安寺、朝闡寺、朝倉大寺などの寺名が推定される。このことから、宮跡か寺跡かの、その確証がつかめない状態であったため、当館の研究テーマである大宰府を理解するためにも大宰府成立以前の宮跡として、重要な位置を占めることから、今回調査に踏み切ったわけである。

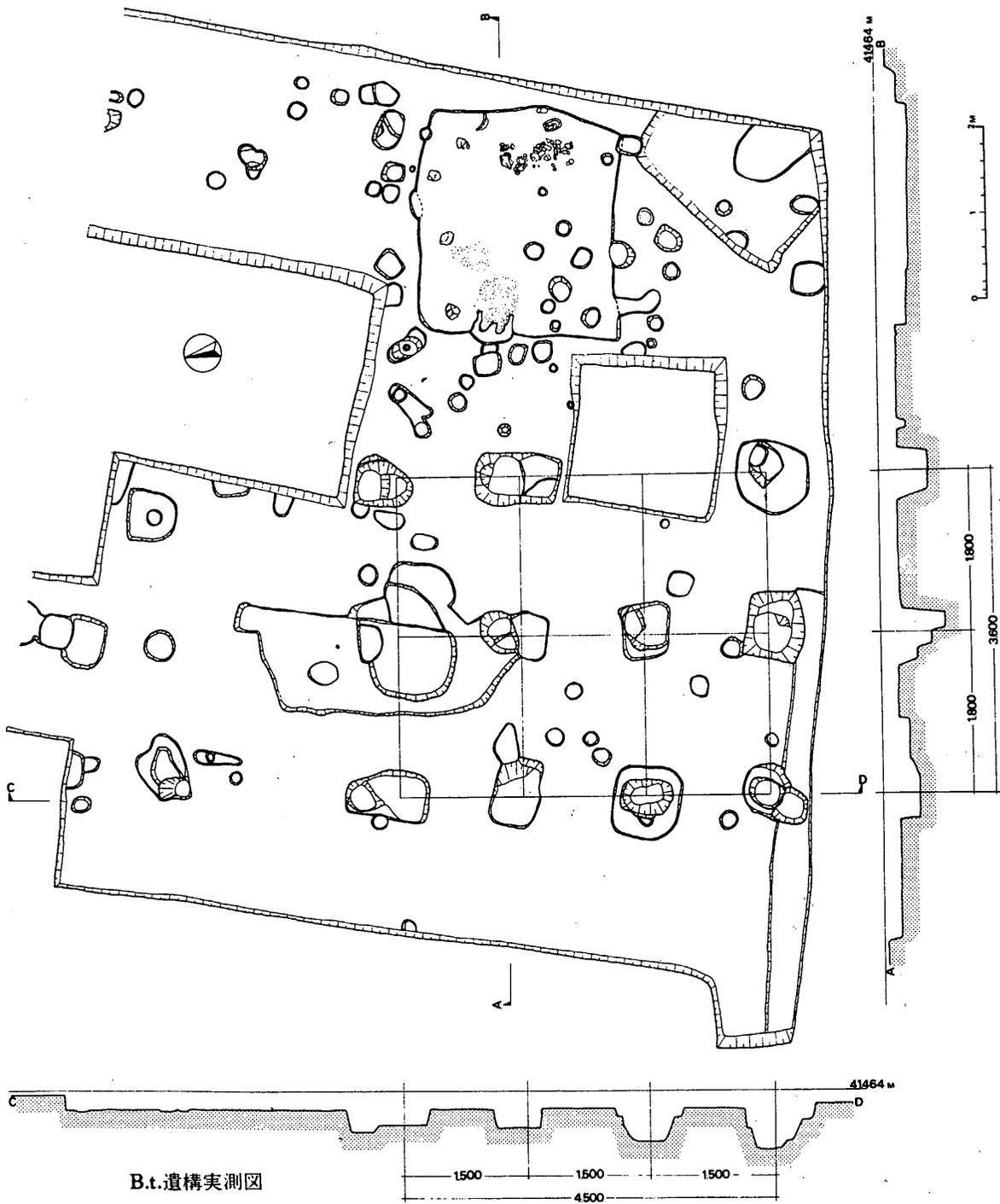
対象地域はすべてが柿畑であり、それに損害をおよぼさない方針をとったため、掘れない地域もあった。

今年度は字寺の前地域を発掘調査し検出された遺構は掘立柱建物と竪穴住居跡であった。

掘立柱建物 台地のほぼ中央部にあたるBトレンチにおいて総柱の2間×3間の南北棟掘立柱建物を1棟検出した。遺構面は現地地表下20cmと浅く鋤耕を受けている可能性があるが比較的遺存状態は良好で、かつ柱穴の検出は容易であった。柱間は東西が各1.80mの2間、南北はやや狭く1.50mの3間であり、従って東西3.60m、南4.50mの南北に長い総柱の建物である。

柱穴のうち東側柱の南から2個目は柿の樹木のため発掘ができず、また北梁行の中央柱は後世の攪乱により柱穴上部を削平されていた。柱穴は方形ないし長方形で、80×80～50×80cmをはかり、通常の掘立柱穴の構造で、中央の柱穴を建てる穴底までの深さは遺構面から40cm前後である。柱根の遺存したものはない。柱の抜取と考えられるものがあり、とくに南東隅柱はそれが顕著である。

建物の方位は磁北から13°52′東へ偏し、真北と磁北のフレが東へ5°40′であるので真北と建



B.t.遺構実測図

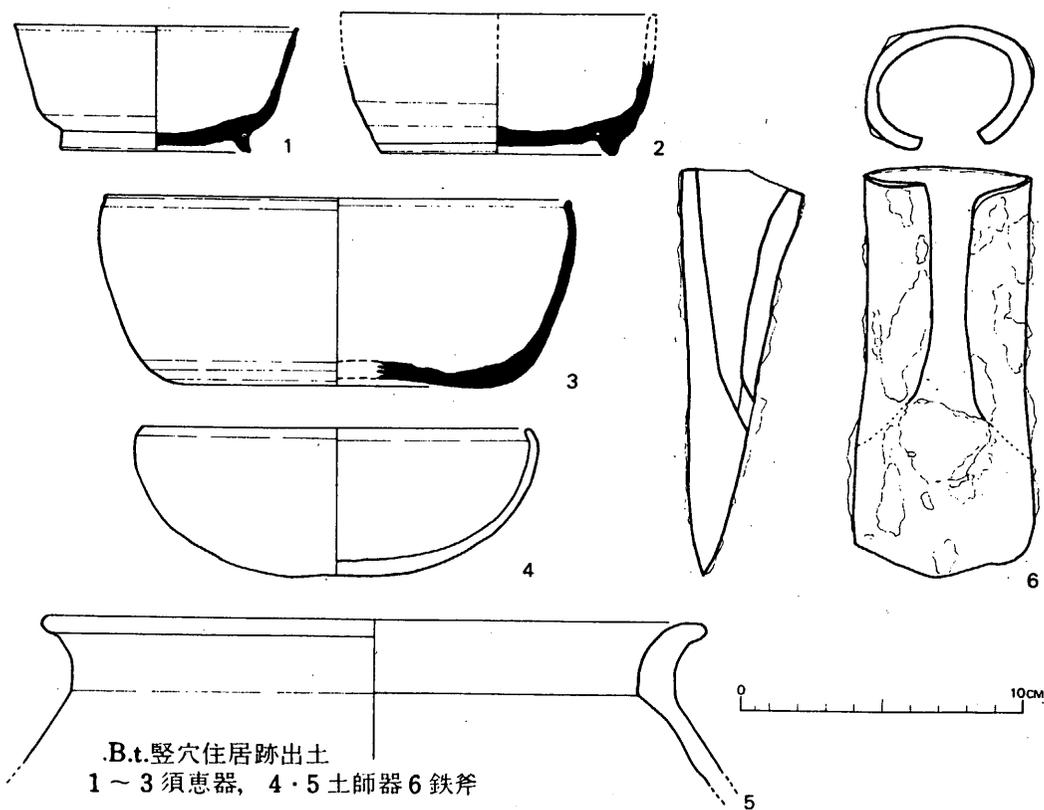
第12図 B.t.遺構実測図

物軸線とは東へ8°12'偏していることになる。

掘立柱穴の周囲に径20cm前後の小柱穴が同一遺構面から掘られているが、まとまった遺構にはならない。また雨落溝は検出できない。掘り方内から土師器小片を発見したが時期は決め難い。さてこの建物は、総柱であるが桁行の柱間が狭いところから門跡とみるよりは、倉庫と考えるのが妥当であろう。柱間は曲尺で換算すると梁行が6尺、桁行が5尺となる。切妻造とおもわれ、倉庫としては小規模なものである。時期については明確ではない。

この1棟の掘立柱建物の北に同じような柱穴がみられ建物の存在を予想させるが、今後の発掘調査では追求できなかった。次に述べる竪穴式住居跡と共に遺構の可能性があり、今後発掘地域の拡大が必要である。

竪穴住居跡 Bトレンチの中央部よりの2間×3間の掘立柱建物のすぐ東側に検出した竪穴住居跡は一辺(東西)2.60m×(南北)2.30m、平面形は若干隅丸方形を呈し、地山の黄灰色粘土層を切り込んでつくっている。覆土は暗褐色で、平面を確認するのは容易であった。壁高10~15cmで、耕作によって、大半は失なわれており、この住居にはほぼ西辺中央部北よりに造付けの竈を有する。竈の状態は、焚口の部分の床面にはかき出された灰の堆積が薄く見



第13図 B.t.竪穴住居跡・出土遺物実測図

られ、竈を中心として1m前後の広がりを示している。この住居にとまなう支柱穴を明確にとらえることができなかった。

遺物は床面に密着して、須恵器で器形の判明するもの3点、ほぼ完形に近い土師器杯が竈の北側横に位置した。その他に甕形土器・高杯・把手付の甕の破片が東壁の近くから出土している。また東側壁ぎわから鉄斧が床面を若干くぼめたピットから検出されている。

この住居跡は、遺物から推定すると7世紀後半～8世紀前半頃の時期と思われる。

その他、住居跡ではないかと思われるものにAトレンチの北側の柱穴3個がある。この付近はかつて約50cm前後地下げされているので、その際に完全に破壊されたと考えられる。従って、床面より深く掘り込んでいる柱穴だけかろうじて残ったものと思われる。もう1カ所は竈付の住居跡のすぐ南側の一辺1.10mの方形の竪穴である（他の一辺は道路敷の下であるため未掘）。床面と思われる所に柱穴もあるが、住居跡として決定するキメ手に欠ける。

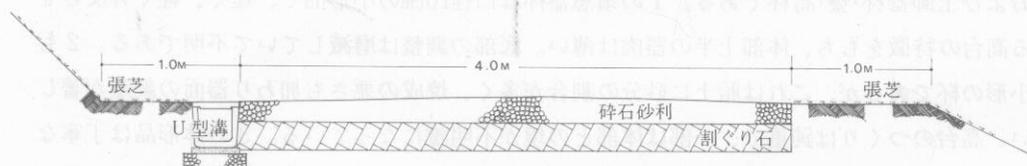
出土遺物 全体に遺物の量は少なく須恵器・土師器と鉄器である。そのうちまとまった状態で出土したのはBトレンチ住居跡からである。床面から出土した器形は、須恵器杯・鉢および土師器杯・甕・高杯である。1の須恵器杯は口径10cmの小形品で、短く、軽く外反させる高台の特徴をもち、体部上半の器肉は薄い。底部の調整は磨滅していて不明である。2も小形の杯であるが、これは胎土に砂分の割合が多く、焼成の悪さも加わり器面の剝離が著しい。高台のつくりは鈍重で、一部は体部との境が不明瞭になっている。3の鉢形品は丁寧なつくりである。口径16.6cm、高さ6.7cm、口縁から体部にかけて丁寧なヨコナデがほどこされ、体部下半から底部はへら削りによって成形される。1・2に比較して胎土・焼成ともすぐれた精製品である。4は土師器杯で薄手で平底に近い丸底であり、口縁部を内彎させる特徴を有し、へら磨きをほどこしている。5の甕は口縁部付近の破片であるが、口唇部をわずかに肥厚させる。この他土師器では把手付甕があるが全形を知り得ない。これらの土器は出土状態からみてすべて同時期と考えられる。須恵器は小田富士雄氏編年のⅥ期後半、土師器は真間式前半に各々比定できる。現在の研究段階では7世紀後半～8世紀前半と考えるのが妥当であろう。6の鉄斧は、長さ14.5cm、刃先幅6.5cmの大きさで、鉄板を折り曲げた袋部を設けた一般的なものである。袋部外径（最大）5.9cm、内径（最大）4.8cmで袋部から刃にかけてふくらみを有する。袋の中には木質は認められない。

4. 大宰府史跡環境整備

調査課

大宰府政庁跡を中心に観世音寺跡、大宰府学校院跡、筑前国分寺跡そして北に大野城跡、西に水城跡とかように数多くの貴重な史跡をもつこの地域を歴史的風土にふさわしい環境にしようとして昭和48年6月大宰府歴史公園整備計画がたてられ、これに基づいて認識を新たに国庫補助事業と県単事業が文化課、九州歴史資料館両者話し合いのもとに強力に進められてきている。

ここでは、所管の関係上、国庫補助事業を主に47年度報に引き続いて環境整備の内容を明らかにする。実施案は奈良国立文化財研究所の協力により作られ、これをもとに大宰府史跡整備対策委員会において検討された後、福岡県が事業主体となって請負工事でもって施工された。



第14図 園路断面図

園路 都府楼前面、回廊内及び後殿築地等の修景工事のため史跡地中央を南北に走っている町道廃止を予定してその代わりに西側の蔵司寄りに園路を新設した。

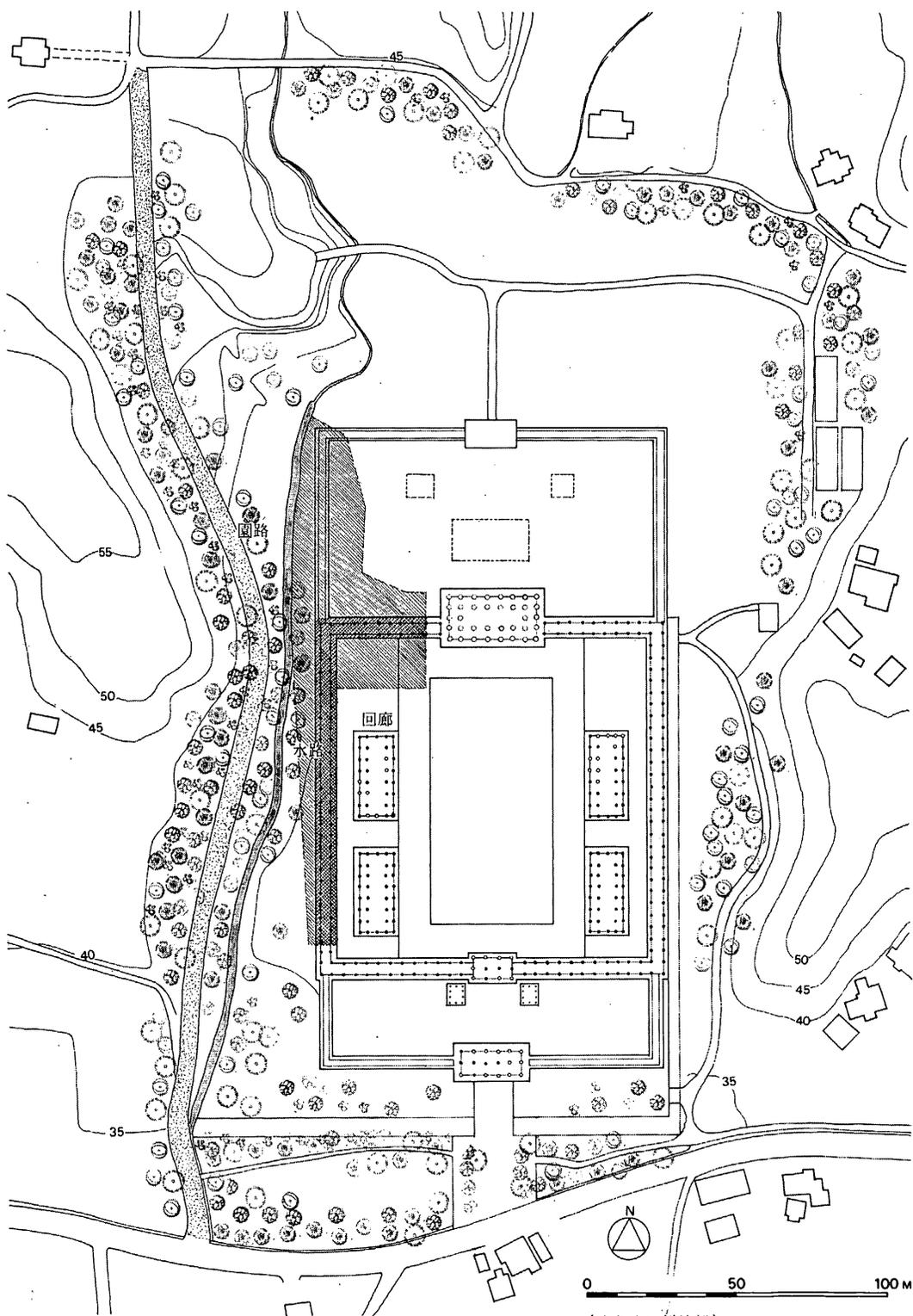
その内容は幅員4m延長390mの砂利敷で西側はU型コンクリート側溝を設け東側は水路へ自然排水にし園路の両側は張芝とした。

付け替え水路 西側を南北に走る回廊及び後殿築地両復元予定地が長い年月の間に浸触作用で大きくえぐられていたため旧水路の付け替えを行い、両構造物予定地には盛土の上、張芝をした。構造は巾3m、高さ80cmの雑割石（控え35cm）の空積みとし、水路であり勾配がかなり急である点を考慮して谷積みとした。水路底は浸触を防ぐため捨コン10cm厚の上に砂利まぶし仕上げとし、さらに平滑なイメージを避けるため捨石を行った。ここで空積みとしたのは出来るだけ古風な手法でそして川魚の住処にでもなってくれたらと考えてのことである。



第15図 四阿

その他、県単事業として文化課で杉皮葺きの四阿、ベンチ、くず入れ、焼却炉等の活用施設を設けた。



第16図 大宰府史跡環境整備図 (本年度は斜線部及び西側園路)

5. 大野城跡発掘調査（増長天・鏡ヶ池地区）

学芸第2課・調査課

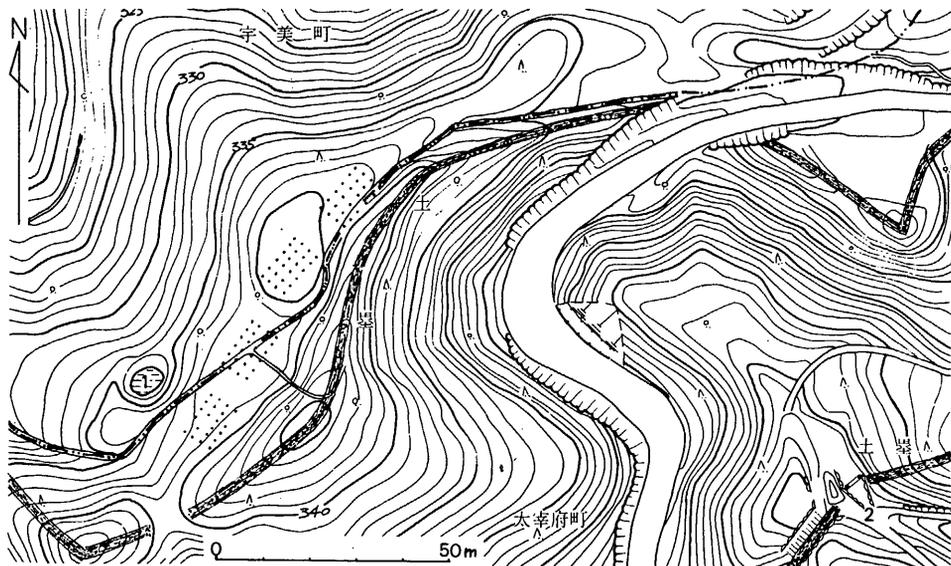
特別史跡大野城跡の環境整備事業を、本年度増長天鏡ヶ池地区にある4棟の倉庫礎石群についておこなうこととなった。このため、以前整備をおこなった尾花地区での経験などから当鏡ヶ池地区については整備に先立ち遺構確認のための発掘調査をすることとした。(以下倉庫群と呼ぶ)

発掘調査は11月12日から翌年1月17日までである。

遺跡は、粕屋郡宇美町四王寺に属するが、遺跡のすぐ東側を走る土塁が筑紫郡太宰府町との境界となっており、通称増長天鏡ヶ池と呼んでいる場所である。ここの倉庫群に接する西南に小さなすりばち状の池があり、これを鏡ヶ池と呼ぶ。現在までいくつか言い伝えもある。もともとは井戸であったと伝えられており、桝組なども底には残っているという。標高は約340mである。倉庫群の東の土塁の東側真下には宰府口と呼ばれる大野城の城門があり、また北東約500mには尾花地区倉庫群がある。倉庫跡は土塁と平行して4棟が長軸方向に並び、礎石が点在している。各建物の軸線はそれぞれすこしずつずれているが、南と北各2棟ずつの食いちがいが大きい。山地形とか土塁とかの条件によるものと考えられる。

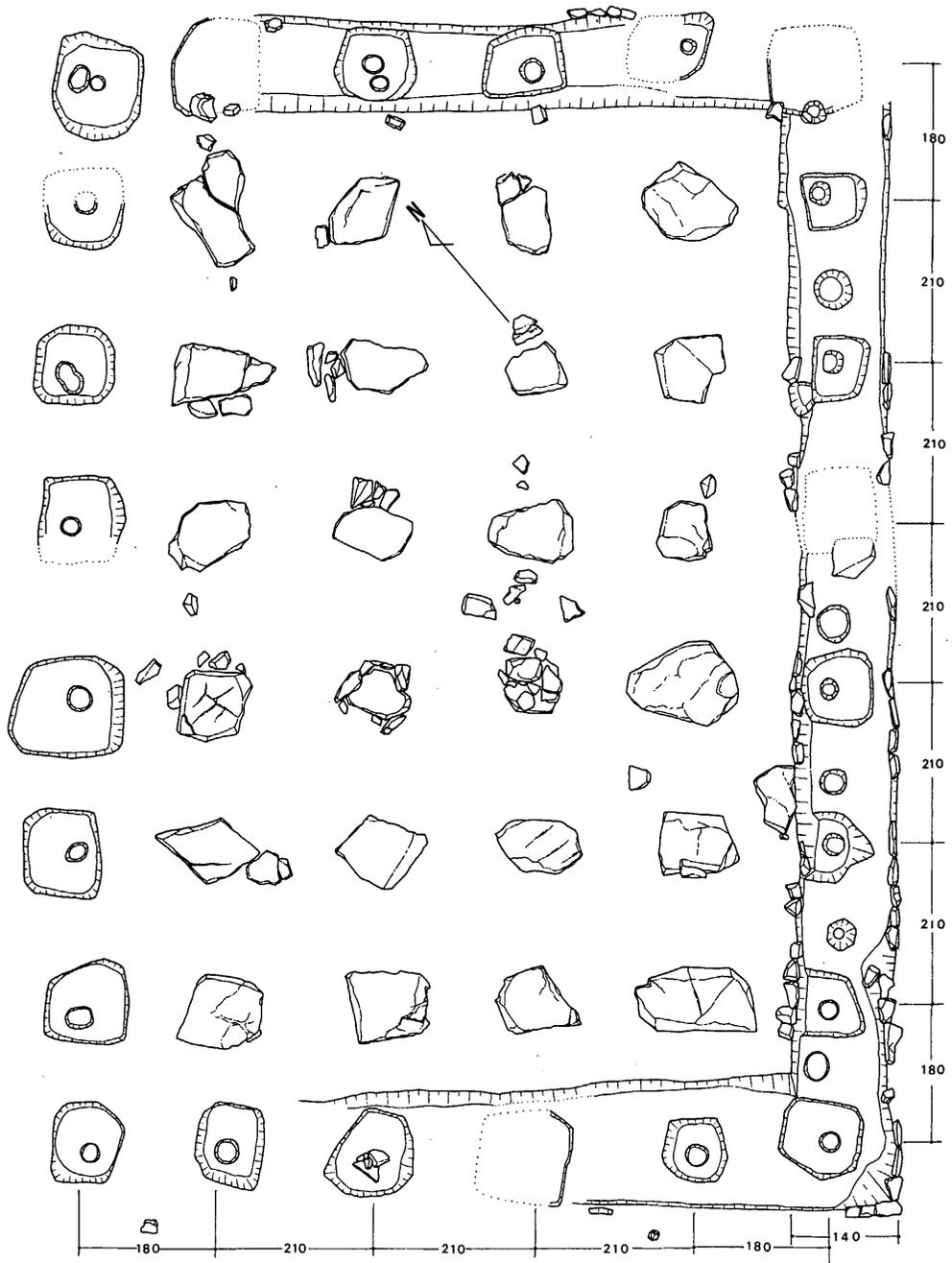
(4棟の倉庫群については南からSB001、SB002、SB003、SB004と呼ぶこととする。)

概況 SB001 礎石の現存が他と比して少ない。建物は礎石総柱の梁行3間、桁行5間で



第17図 鏡ヶ池付近地形図

1. 鏡ヶ池 2. 宰府口門礎



第18图 SB002遺構図 (单位cm)

柱間寸法は約210 cm(約7尺)等間である。傾斜地のため、基壇東半は主として地山整形を、西半は盛土を若干おこなっている。東側にすぐ土塁が接するため、基壇との間が溝状になり、これを雨落ちと解釈することができよう。西半部では確認できなかった。

SB002(第18図) 発掘調査前には4棟のうちではいちばん礎石の未確認だったものである。しかし、他のものと同様に、3間×5間の倉庫跡と考えられていた。ここでは調査の結果、礎石は推定どおり3間×5間分全部残っていた。柱間寸法は約210 cmである。礎石の周囲には側石をもつ雨落ち溝をめぐるしているが、東半部のみ確認できた。この溝は巾約140 cm、深さ約20cmで、東側がもっとも残りが良好であった。礎石の東列から雨落ちまでは約120 cmである。側石は狭長なものもちいてあり、一段並べであった。

この雨落ちの位置で全周に掘立柱(掘り方、大きさ、深さ各約100cm前後)を検出した。掘立柱と外回り礎石との距離は約180 cmであるが、柱穴相互の距離とともにかなりの乱れがある。掘立柱は、雨落ちより古いものであり、また礎石の位置には掘り方がないことから、礎石と掘立柱との併存する建物(倉庫)を考慮せねばならない。このような掘立柱が何のためかにつけられたのかについては、当初からの施設ではなく、軒などを支える必要上、後の時代での修復とか増築とかの可能性があろう。掘立柱の列が乱れていることなどからも考えてみる必要があろう。

SB003、SB004、この2棟については、SB002と同様の遺構を確認した。ただ雨落ち等の側石はほとんど残っていなかった。礎石の周囲に掘立柱がめぐることともSB002と同様であり、柱間の数値関係もほぼ同様であった。

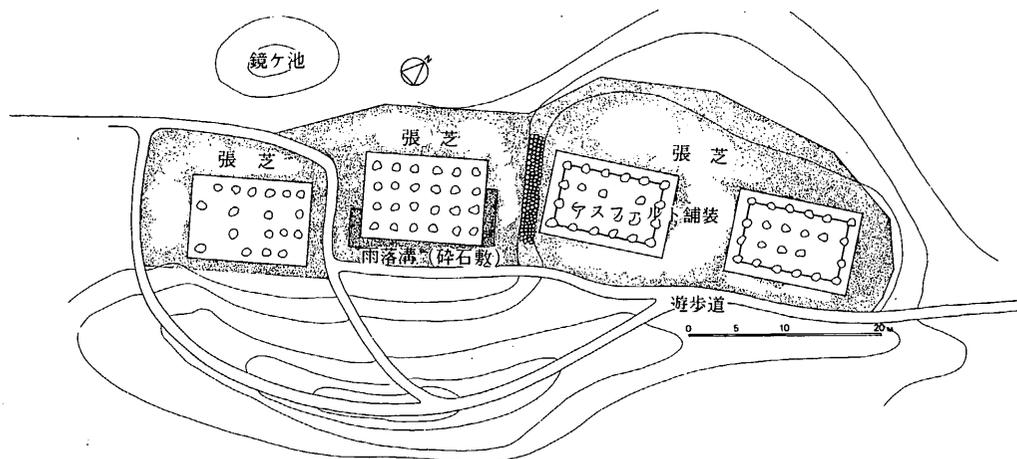
なおSB002とSB003との間が以前から急傾斜の段がついていたが、ここでは、SB003の基壇を兼ねる傾斜面処理として石垣が築かれていた。現在高は約1 m程で巾10mであるが当初はもっと高く作られていたものだろう。

以上に記した4棟の倉庫建物は前述したように地形上の制約があり、基壇は地山の削り出し整形と低い場所では盛土である。現在礎石上面レベルがかなり乱れているのはこのためと思われる。

遺物としては、土器少量と鉄釘の他は、多量の瓦が出土した。そのうち軒先瓦は表土で軒丸瓦片を1点検出したのみである。

6. 大野城跡環境整備

調査課

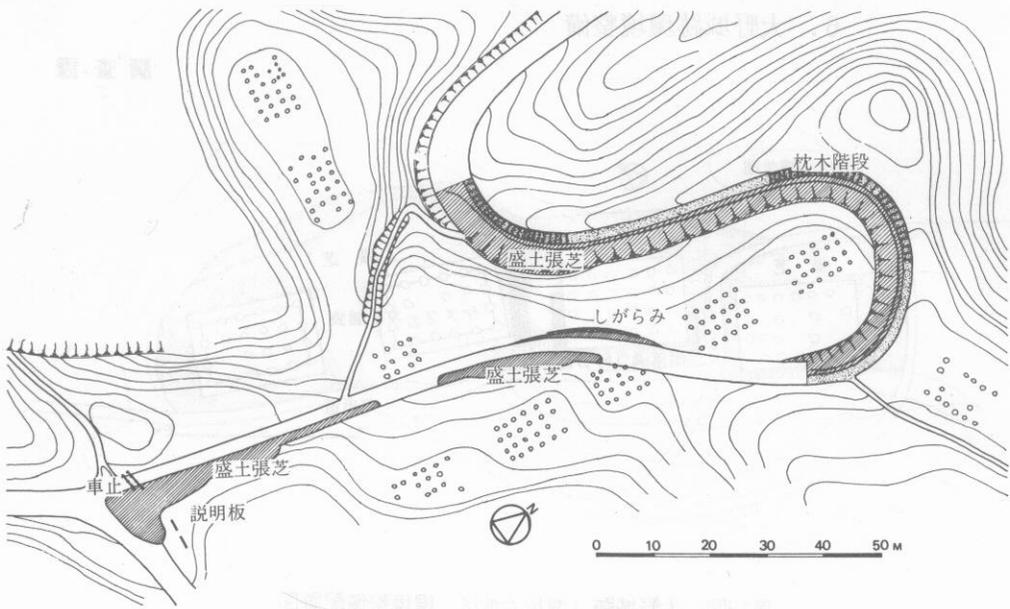


第19図 大野城跡（増長天地区）環境整備配置図

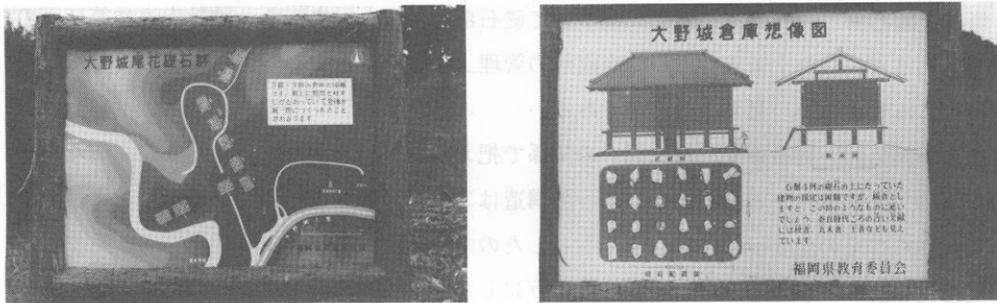
増長天礎石群 発掘調査の結果に基づいて礎石群の整備を行なった。設計内容は第16図の通りであるが、設計上苦慮した点は完成後の管理上の諸問題と遺構の公開を前提とした歴史的環境にふさわしい「見え」の問題である。

そこで舗装面と礎石群を「地と図」の関係で把握、礎石群を図として浮彫りにするため、舗装面はアスファルトとした。したがって構造は3cm厚の碎石の上に10cm厚のコンクリートを打ちさらにその上5cmのアスファルトとしたのである。

尾花礎石群 10棟ある礎石群を縫うようにして林道造成が過去にあったため、礎石群を遊歩する際、受け止め方によっては歴史的環境として違和感が常につきまとい、さらに見学者等の自動車交通もたまたに見られ、礎石群の保全上からも問題があったため、従来の林道の巾を狭める園路造成を行う中で旧地形復元を行なった。(第20図)



第20図 大野城跡尾花地区礎石群環境整備配置図



第21図 大野城跡説明板

手法としては、林道の法切面に対する盛土、張芝そして階段工、しがらみ工であり、さらに車の出入り禁止のため車止を設けた。その他大野城遺跡全体説明のための総合説明板、礎石群説明板、倉庫予想図等を設け見学者の便を図った(第21図)。

7. その他の調査

学芸第1課・学芸第2課・調査課

本年度も各機関から委嘱され、つぎのような調査に協力した。

塔ノ原遺跡の調査（筑紫野市）昭和48年4月11日～4月29日

九州縦貫自動車道建設に伴う事前調査として、横田(賢)が参加した。弥生時代から中世に至る各種遺構、遺物が検出された。その中で7世紀から8世紀の集落跡が集中的に検出された。これらの集落跡の調査例は極めて少ない。詳細については福岡県教育委員会「九州縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告Ⅳー」1974を参照。

杉塚廃寺跡の調査（筑紫野市）昭和48年5月1日～5月15日

筑紫野市杉塚地区内の市道側溝工事に伴った緊急調査で、高橋が参加した。詳細については、福岡県教育委員会「九州縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告Ⅳー」1974参照。

湯納遺跡の発掘調査（福岡市）昭和48年5月22日～6月5日

県教育委員会が主催する今宿バイパス建設にともなう緊急調査である。横田(義)が参加した。弥生・古墳時代を中心とする縄文時代から中世まで遺構の重複する遺跡である。古墳時代初期の高床式倉庫をはじめとする数棟分の建築遺物群、木製農耕具などを検出した。

水城跡の発掘調査（太宰府町）昭和48年6月20日～7月14日

九州縦貫自動車道建設に伴う事前調査として、亀井が参加した。御笠川の氾濫原地区に位置しており、重要な地区である。

観世音寺前面の発掘（太宰府町）昭和48年7月25日～9月11日

大宰府史跡指定地に近いため緊急発掘調査で亀井が参加した。県道拡張計画もある地区で位置的にも観世音寺の前面で非常に重要な地区である。

深原遺跡の発掘調査（那珂川町）昭和48年7月10日～7月31日

福岡県教育委員会が、新幹線車両基地建設にともなう行なわれた発掘調査で、縄文時代早期から前期にかけての九州の縄文時代の主要な遺跡である。副島が参加した。

泉福寺洞穴の発掘調査（長崎県佐世保市）昭和48年8月4日～8月20日

佐世保市教育委員会が実施した洞穴遺跡の第4次の発掘調査で、副島が参加した。先土器時代から縄文時代にかけて存在した洞穴遺跡で、九州の先土器時代の編年階梯と土器起源を追及することをテーマとして行なわれた発掘である。日本でも重要な遺跡である。

麻生優「泉福寺洞穴第4次調査概報」考古学ジャーナル88号参照。

泉水遺跡の発掘調査（太宰府町）昭和48年9月18日～10月20日

日綿実業株式会社による宅地造成のため7,500m²のうち1,200m²をトレンチ発掘。調査員は渡辺、横田(賢)、副島、横田、亀井、芳沢。大宰府左郭の八条十坊、九条九坊、十坊にあ

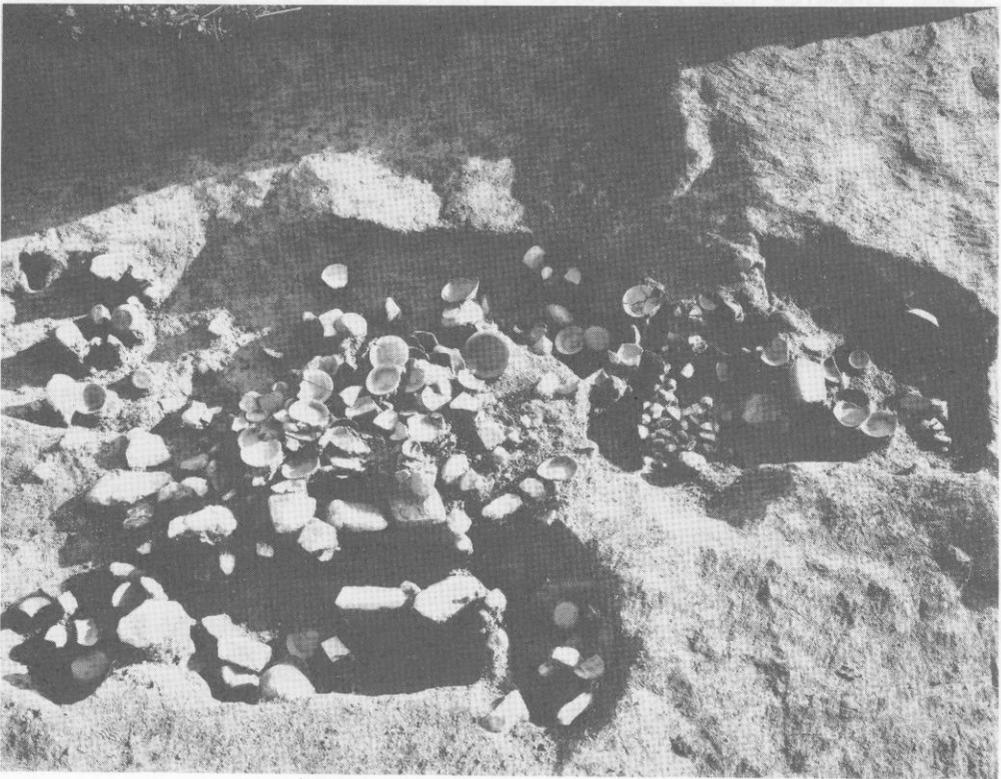
たる。水田下全面に、中世の土師器、青磁、白磁片が散布。井戸3基と、地域の北端で5個の浅い土壌がかたまって所在しその中に総計数百の糸切り土師器の杯、皿が埋没しているのを検出。なお、この調査で、奈良・平安期の遺物が皆無に近いことが注意される。

壱岐・対馬調査（長崎県）昭和48年11月6日～11月15日

昭和47年度から継続し、文部省科学研究費による総合調査「大陸美術の受容—中世の北部九州を中心として」の一環として、今年度は壱岐を加えて調査が行われ、そのメンバーとして、八尋が参加し、木彫像の調査を分担した。谷口鉄雄編「対馬美術調査概報(第一次)」『九州文化史研究所紀要』第18号、毎日新聞社発行『仏教芸術』95号—対馬・壱岐の仏教美術特集—

垂水廃寺の発掘調査（新吉富村）昭和49年3月4日～3月31日

新吉富村教育委員会が3カ年計画の初年度分の発掘調査として国庫補助を受けておこなったものである。横田(義)、高橋が参加した。調査の結果、条里の一端に推定寺域の北面西面で条里とほぼ同方向に走る、幅約1.2mの積土を認めた。築地基底の残存と考えられ、寺域が方2町であることがより確実となった。



第22図 泉水遺跡（大宰府左郭九条九坊）遺物出土状態

九州歴史資料館要項

I 事業概況

公開講演

1. 保存科学講習会 1973年5月26日於九州歴史資料館 題目「木製品の保存処理について」講師 沢田正昭
2. 文化財講演会 1973年11月24・25日於九州歴史資料館 会議室 題目「筑紫観世音寺の歴史」講師 渡辺正気「考古学からみた大陸と九州」八幡一郎「古代九州と朝鮮」田村圓澄「中国訪問から帰って」谷口鉄雄

大宰府史跡発掘調査指導委員会

1. 1973年5月7・8日 於九州歴史資料館 現地視察、昭和47年度後半の調査結果、昭和48年の計画についての指導をうけた。
2. 1973年10月26・27日 於九州歴史資料館 現地視察、昭和48年度前半期の調査結果報告と後半期の計画について指導をうけた。

九州歴史資料館協議会

1973年12月5日 於九州歴史資料館会議室、昭和49年度予算案及び定員増問題と大場コレクションの購入についての諮問をおこなった。

普及事業

1. 展示活動 展示開始日 1973年2月24日
2. 常設展示となり1973年4月1日～1974年3月31日開館日数302日、見学者数41,824 その内わけは児童生徒(小・中・高生)約35%を示めており、1日平均138名であった。

諸団体主催講演会等への協力

多くの団体や機関によって大宰府に関する歴史講座や郷土歴史教室等が企画され、当館へ講師派遣の依頼があり、数多くの人に大宰府史跡や文化財の実体を理解してもらうため学芸第1・第2・調査課が可能なかぎり協力した。

朝倉町郷土歴史講座 朝倉町教育委員会主催・太宰府町歴史教室 太宰府町教育委員会主催

II 図書および資料(昭和48年度末)

購入図書473冊・寄贈図書997冊
鏡山文庫1,406冊・今村家資料260点

大場コレクション 10,691点

III 施設(昭和48年度末)

土地 170,000m²
建物 鉄筋コンクリート建(地下1階・地上3階)
建面積 4,500m²、木器処理施設1棟(プレハブ)

IV 予算(昭和48年度)

九州歴史資料館の事業費総額は121,577千円で、それを内訳別にみると、つぎのとおりである。

(1)文化財保護費	47,357千円
(イ)大宰府史跡発掘調査費	13,357千円
(ロ)大宰府史跡環境整備費	34,000千円
◎政庁跡整備費	26,000千円
◎大野城跡整備費	8,000千円
(2)九州歴史資料館費	74,450千円
(イ)資料館運営費	22,596千円
(ロ)展示費	3,936千円
(ハ)保存科学処理費	8,573千円
(ニ)古代官衙・歴史資料 その他調査研究事業費	2,585千円
(ホ)外構工事整備費	36,760千円

V 刊行物

大宰府第1集(絵ハガキ) 1973. 11.
大宰府史跡(昭和48年度発掘調査概報) 1974. 3.
九州歴史資料館年報(昭和47年度) 1974. 3.
朝倉橋広庭宮跡(伝承地)第一次発掘調査報告 1974. 3.
大宰府の文化財 1974. 3.

VI 人事異動(1973年4月1日～1974年3月31日)

3月31日 館長 鏡山 猛任期切れ(再任)

VII 組織規定

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例
(昭和39年福岡県条例第5号)

最終改正 昭和47.3

第1章 総則

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、県が設置する公の施設の設置及びその管理に関して必要な事項を定めるもの

とする。

第3条 公の施設の供用を開始しようとするときは、知事又は福岡県教育委員会（以下「委員会」という。）は、供用開始の期日その他必要な事項を、遅滞なく、公示しなければならない。

第3章 委員会に属する公の施設

第2節 社会教育関係施設

第6款 歴史資料館

（設置、名称及び位置）

第135条の2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、歴史資料の収集、保管、調査及び研究を行なうとともに、あわせてこれを展示し、もって文化財の保護と文化財愛護思想の普及に資するため、歴史資料館を設置する。

2 歴史資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
九州歴史資料館	筑紫郡太宰府町

（職員）

第135条の3 歴史資料館に、館長その他の職員を置く。

（歴史資料館協議会）

第135条の4 歴史資料館に九州歴史資料館協議会（以下この款中「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、歴史資料館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、歴史資料館の行なう歴史資料の収集及び保管並びに展示に関して、館長に意見を述べるものとする。

3 協議会の委員は、学識経験を有する者のうちから委員会が任命する。

4 協議会の委員の定数は、15人以内とする。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補充の委員が任命された場合は、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

九州歴史資料館の利用等に関する規則

（昭和48年2月福岡県教育委員会規則第4号）

（目 的）

第1条 この規則は、福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年福岡県条例第5号）第4条第2項及び第136条の規定に基づき、九州歴史資料館（以下「資料館」という。）

の利用等について定めることを目的とする。

（休館日）

第2条 資料館の休館日は、次のとおりとする。

1 月曜日

2 12月25日から翌年1月5日まで

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めた場合は、臨時に休館又は開館することができる。ただし、この場合は、館長がそのつどあらかじめ日時を公示しなければならない。（開館時間）

第3条 資料館の開館時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、入館は、午後4時までとする。

2 館長は、特別の事情があるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

（入館料）

第4条 入館料は、徴しないものとする。

（利用制限）

第5条 館長は、次の各号の一に該当すると認められる者については、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

1 他人に迷惑をかけ、展示品又は施設設備を損傷するおそれがあると認められる者

2 その他係員の指示に従わない者

（資料の館外貸出し）

第6条 資料の館外貸出しは、原則として行なわないものとする。ただし、博物館、図書館、学校、官公署、その他館長が適当と認めたものに対してはこの限りでない。

2 前項ただし書に掲げるものが資料の館外貸出しを受けようとする場合は、別に定めるところにより、館長の許可を受けなければならない。

3 資料の館外貸出しを受けたものは、館長の指示するところにより、管理に当らなければならない。

4 館外貸出しを受けた資料は、これを他に転貸してはならない。

5 資料の貸出期間は、品目によって館長がそのつど定めるものとする。

（損害の賠償）

第8条 観覧者、利用者又は資料の館外貸出しを受けたものが、自己の責に帰すべき理由により、施設設備、展示品又は資料を損傷し、又は滅失したときは、館長の指示を受けてこ

れを原形に復し、又は館長が定める相当の代価をもって損害を賠償しなければならない。

(寄贈又は寄託)

第9条 資料館は、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 資料館に資料を寄贈又は寄託しようとする者は、別に定めるところにより、館長にその旨申出るものとする。

3 館長が寄贈又は寄託を受けることを決定した場合は、本人にこの旨を通知するものとする。

(寄贈資料の取扱い)

第10条 寄贈を受けた資料には、寄贈者の氏名及び寄贈年月日を標記し、永くその篤志を伝えるものとする。

(寄託資料の取扱い)

第11条 寄託を受けた資料(以下「寄託資料」という)の寄託期間は、そのつど館長が寄託者と協議して定めるものとする。

2 寄託資料は、資料館所蔵の資料と同一の取扱いとする。

3 寄託資料は、寄託者の請求又は資料館の都合によりこれを返還することがある。

4 寄託資料が天災その他不可抗力によって滅失又は損傷したときは、資料館は損害賠償の責を負わない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和48年2月24日から施行する。

九州歴史資料館組織規則

(昭和47年福岡県教育委員会規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年福岡県条例第5号)第136条の基に基づき、九州歴史資料館(以下「資料館」という)の組織その他必要な事項を定めるものとする。

(職員の職及び任命)

第2条 資料館職員の職として、次の職を置く。

1 館長 2 副館長 3 課長

4 参事補佐 5 事務主査 6 技術主査

7 学芸員 8 主任主事 9 主任技師

10 主事 11 技師 12 主事補

13 自動車運転士 14 監視

2 前項第2号から第11号までに掲げる職名を有する職員には、専門的職員、事務職員又は技術職員をもって充て、第12号以下に掲げる職名を有する職員には、専門的職員、事務職員及び技術職員以外の職員をもって充てる。

(職員の職務)

第3条 館長は、教育長の命を受け、資料館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副館長は、館長を補佐し、館長が不在のとき又は館長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 課長は、上司の命を受け、当該課の事務を処理する。

4 参事補佐は、上司の命を受け、当該課の事務を分担処理する。

5 事務主査及び技術主査は、上司の命を受け、当該課長を補佐し、事務又は技術を掌る。

6 学芸員は、上司の命を受け、歴史資料の収集、保管及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項を掌る。

7 主任主事及び主任技師は、上司の命を受け、複雑な事務又は複雑な技術を掌る。

8 主事及び技師は、上司の命を受け、事務又は技術を掌る。

9 主事補は、上司の命に従い、事務に従事する。

10 自動車運転士は、上司の命に従い、自動車の運転及び整備に従事する。

11 監視は、上司の命に従い、館内外の監視及び取締に従事する。

(組織)

第4条 資料館に総務課、学芸第一課、学芸第二課及び調査課を置く。

(総務課の所掌事務)

第5条 総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

1 公印の管守に関すること。

2 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。

3 職員の身分及びサービスの総括に関すること。

4 職員の研修及び福利厚生に関すること。

5 子算に関すること。

6 税外諸収入の収入に関すること。

7 現金及び有価証券等の保管に関すること。

- 8 物品の出納及び保管に関すること。
- 9 施設及び設備の管理に関すること。
- 10 九州歴史資料館協議会に関すること。
- 11 他の課の所管に属しないこと。

(学芸第一課の所掌事務)

第6条 学芸第一課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 1 古文書、典籍等の収集、保管、調査及び研究に関すること。
- 2 美術工芸品、民俗資料等の収集、保管、調査及び研究に関すること。
- 3 古文書、典籍、美術工芸品、民俗資料等の展示及び文化財愛護思想の普及に関すること。

(学芸第二課の所掌事務)

第7条 学芸第二課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 1 考古資料の収集、保管、調査及び研究に関すること。
- 2 考古資料の展示に関すること。
- 3 歴史資料の科学的保存処理に関すること。

(調査課の所掌事務)

第8条 調査課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 1 史跡の発掘調査及び研究並びに緊急発掘調査に関すること。
- 2 史跡に関する歴史資料の収集、保管、調査、研究及び展示に関すること。
- 3 発掘調査報告書の作成に関すること。

(服務に関する事務の処理)

第9条 各課においては、それぞれの所属する職員に係る服務に関する事務を処理するものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

九州歴史資料館協議会規則

(昭和47年11月福岡県教育委員会規則第12号)

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年福岡県条例第5号)第135条の4に規定する九州歴史資料館協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 協議会に、会長及び副会長を各一名置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定め、任期は一年とする。ただし、再選することができる。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その任務を代理する。

会(会議)

第3条 協議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 九州歴史資料館の館長は、必要と認めるときは、会長に協議会の招集を求めることができる。

(議決)

第4条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決をすることができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務)

第5条 協議会の庶務は、九州歴史資料館総務課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営及び会議に関し必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

九州歴史資料館協議会委員

館員名簿

1974. 3.現在

(県内)

谷口鉄雄 九州大学教授
 田村圓澄 九州大学教授
 岡崎敬 九州大学教授
 森貞次郎 九州産業大学教授
 川添昭二 九州大学助教授
 佐藤敬二 九州大学名誉教授
 瓦林潔 国立九州博物館設置期成会会長
 濱正雄 九州・山口経済連合会専務理事
 筑紫豊 福岡県文化財専門委員
 吉久勝美 福岡県副知事

(県外)

蔵田蔵 奈良国立博物館長
 内山正 奈良国立文化財研究所長
 坂本太郎 東京大学名誉教授
 国学院大学教授
 竹内理三 早稲田大学教授
 小山富士夫 陶磁研究者

大宰府史跡発掘調査指導委員

氏名	部門	職業
竹内理三	国史	早稲田大学教授
坂本太郎	国史	国学院大学教授
井上光貞	国史	東京大学教授
岸俊男	国史	京都大学教授
井上辰雄	国史	熊本大学教授
岡崎敬	考古	九州大学教授
坪井清足	考古	奈良国立文化財研究所 平城宮跡発掘調査部長
浅野清	建築史	大阪市立大学教授
太田静六	建築史	九州大学教授
小田富士雄	考古	別府大学助教授

所属	氏名	
館長	鏡山猛	(非常勤)
副館長	岩下光弘	事務職員
総務	深野政利	課長 事務職員
	森要六	事務主査 事務職員
	高田秀郎	事務職員
課	樋口弘	技術職員
	徳満正文	技術職員
	坂井正敏	技術職員
学芸第一課	西村強三	課長 技術職員
	八尋和泉	技術職員
	倉住靖彦	技術職員
学芸第二課	渡辺正気	課長 兼調査課長技術職員
	横田義章	技術職員
	亀井明德	技術職員
調査課	副島邦弘	技術職員
	石松好雄	技術主査 技術職員
	横田賢次郎	技術職員
課	高橋章	技術職員
	児玉真一	技術職員
	中島美津絵	臨時職員
	上田晶子	臨時職員

ANNUAL BULLETIN

OF

KYUSHU REKISHI SHIRYOKAN

1973

CONTENTS

TEXT	Page
1. Outline of Business Report on Kyūshū Rekishi Shiryōkan for the year 1973.....	1
2. Excavations of "Dazaifu shiseki" (大宰府史跡)	7
3. Excavations of "Asakura no Tachibana no Hironiwa no Miya(the historic site of an old legend)" (朝倉橘広庭宮)	20
4. Environmental maintenance of "Dazaifu shiseki" (大宰府史跡)	24
5. Excavations of "Onō Jōshi (Onō mountain fort) —Areas of Jōchōten and Kagamigaike —" (大野城跡)	26
6. Environmental maintenance of "Onō Jōshi(Onō mountainfort)".....	29
7. In vestigations of some other sites	31
8. The organization and activities of Kyūshū Rekishi Shiryōkan.....	33
PLATES	
1. Excavations of "Dazaifu Shiseki" (大宰府史跡), 25 th to 32 nd	
6. research activities	
7. Excavations of "Asakura no Tachibana no Hironiwa no Miya	
8. (the historic site of an old legend)" (朝倉橘広庭宮)	
9. Environmental maintenance of "Onō Jōshi(Onō mountain	
10. fort)" (大野城跡)	
11. Environmental maintenance of "Dazaifu Shiseki" (大宰府史跡)	
12. The front view of the newly furnished Kyūshū Rekishi Shiryōkan	

Published by
Kyūshū Rekishi Shiryōkan
Fukuoka, Dazaifu, 1974